

民間委託による調査手法・調査内容等の検証結果について

この度、試行調査に代えて行いました民間委託による検証結果についてご報告いたします。
業務の概要は第2回2023年漁業センサス研究会資料3（参考）をご覧ください。

I 分かりやすい調査票、記入の仕方、ご協力のお願、各種様式、広報資料等について

1 調査票の主な改善点は以下のとおり。なお、個別の調査票の主な変更点・改善点は別添1を参照。

NO	改善点	改善方針
1	【都道府県系統からの要望】 専門用語が多く、わかりにくく複雑で記入・ 審査が難しい。	設問文章や選択肢文章を一般的な表現を用 いて簡易な表現に修正。 調査票への用語説明や記入の注意について 紙面上の情報量バランスを鑑みて追加削除 による修正および設問文章の修正。
2	カラーリングを赤の多用および他多色使用か ら枠線の青のみに変更	赤が強調と枠線の2つの目的に使用されて いることから記入枠線はユニバーサルデザ インに配慮して青とした。
3	情報の分類	「記入注意のお願い」と「解答欄の書き方」 などが混在していたため、分類区分けし、知 りたい情報にすぐアクセスできるようにした。
4	文字サイズの統一	強調したいから文字を大きく、欄に入り切ら ないので文字を小さくするといった手法は 読みやすさを低減させてしまうため、設問文 章は11ポイント、記入欄名称・選択肢・注 意書きは10ポイントを原則とした。
5	左・右端の文字面合わせ	設問文章や記入欄がページ中央に配置する ことが多いと視線移動が長距離になってしま い回答負担が増えてしまうため、左右の文 字端や図形端を調整した。
6	記入枠サイズの統一	記入枠の大きさがページによって様々であ ると、情報配置に混沌さが生まれてしまうた め、縦9mm横6mmで統一した。

2 記入の仕方の主な改善点は以下のとおり。

サンプルとして海面漁業経営体漁業経営体調査票 I の記入の仕方を添付（別添 2）。

NO	改善点	改善方針
1	調査票、記入の仕方、補助票を色分け等し、容易に区別できるよう工夫してもらいたい（大海区別の区分も含む）。	調査客体がそれぞれの資材を混同しないようなデザインに修正。
2	左側に記入例、右側に記入の注意や用語説明を掲載	もともとの記入の仕方では記入例と記入の注意が混在しており、注意の確認の仕方がページにより異なり煩雑であったため、簡素な構造に修正。
3	全ての設問についての注意書きを記載	もともとの記入の仕方では注意書きがあるものもないものがあったため、あらゆる設問について注意点を検討し加筆。

3 ご協力のお願いの主な改善点は以下のとおり（別添 3）。

NO	改善点	改善方針
1	漁協等、複数の調査対象となっている客体は、各調査の調査書類の提出先や提出方法を混同している様子があった。	「ご協力のお願い」にて漁業センサスの全体像を示し、各調査の調査期日および調査対象、提出方法を記載した。

4 オンライン調査ガイドの主な改善点は以下のとおり（別添 4）。

NO	改善点	改善方針
1	スマートフォン、タブレット端末を活用すべき。	スマートフォン、タブレット端末に対応した電子調査票の作成を前提として、オンライン調査ガイド上で、スマートフォン、タブレット等でも回答が可能な旨を追記した。
2	QR コードでの認証ができるようにしてもらいたい。	オンライン調査ガイド上で QR コードからオンライン調査ページへ移動できるような説明を追加した。

5 発送用封筒の主な改善点は以下のとおり（別添 5）。

NO	改善点	改善方針
1	漁業センサスが国勢調査と同様に、必ず回答しなければならない調査だと認知されていないのではないか。	重要な調査であることを強調して表示した。
2	調査票が入っていることが認知されていない可能性があるのではないか。	調査票が入っていることを大きく表示。

II 調査の民間委託の可能性について

民間事業者の提案は以下のとおり。

調査実施主体や統計調査員・漁協職員や調査客体へのヒアリングを通じて、これまでの漁業センサスの回答作成までのプロセスが、調査実施主体（地方統計職員）及び漁協職員によるフォローが大きいと感じた。

弊社は、他省庁の統計調査業務で、民間委託へ切替えた初年度の調査業務を実施した経験もありこれらを踏まえて、民間委託・郵送調査の可能性については以下を留意する必要があると考える。

1 無回答の増加、前年調査の回答データとの断層の発生

従来、統計調査員や漁協職員等が調査票の点検等もフォローされているが、調査対象の事業内容から家族構成等も含めて頭の中で把握している観点から、経験的・感覚的に統計調査員や漁協職員等が審査を容易に行えるケースがある。

民間委託・郵送調査に切り替わることで、実施主体と調査客体間で直接やりとりする構図となるため、無回答の増加が懸念される。

また、審査する者が変更されることで、疑義照会における前回比較チェックでずれ（断層）が発生することが懸念される。

2 回収率の変化

ヒアリングを通じて「知らない人、よそから来た人」への抵抗感がある可能性を感じた。

繰り返しになるが、従来は、顔見知りの間柄である統計調査員や漁協職員等のフォローがあった上で行われている。

ハレーション対策及び調査へ回答してもらうために、事前の広報や関係団体への丁寧な依頼の実施を希望、場合によっては地域別の引き継ぎ等の実施も必要ではないかと感じた。

3 基幹統計調査の強調

上記2点は留意点だが、強みとなるポイントとして、ヒアリングを通じて「報告義務のある統計調査」であることを知らない調査客体が多くいた。

回収率向上、回答精度を高める観点でも、基幹統計調査の強調は民間委託・郵送調査切り替えの可能性の中で最大限強調するよう取り組む必要があると感じた。

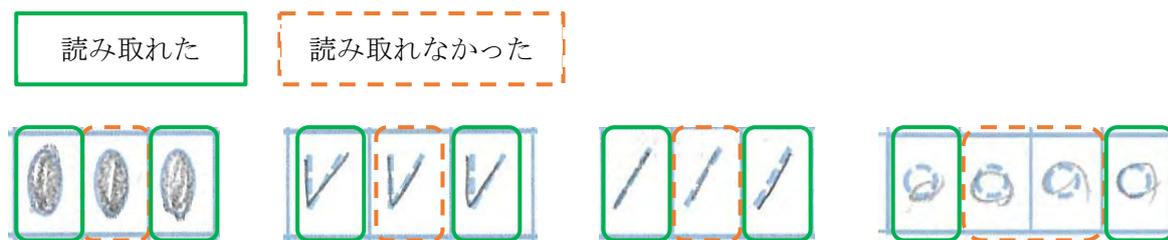
III OCR読み取り精度向上を前提とした調査票レイアウトについて

OCR読み取り精度について4種類のマークを比較し、最も精度が高かったものを採用する提案を受けた。検証結果は以下のとおり。

マーク部分について最も精度が高く正しい値を読み取れたマーク形状は「レ点」で、精度は99.87%であった。次いで、「斜め線」が99.72%、「楕円塗りつぶし」は99.27%であり、最も低いのは「丸囲い」で精度は94.99%と95%を下回った。

「楕円塗りつぶし」が以外にも低い精度であった印象がある。また、「丸囲い」の精度が他と比べて大きく低かった理由としては、マークサイズが他と比べて小さかったことが原因の一つではないかと考える。

正しい値が読み取れたマーク、読み取れなかったマークの記入のサンプルを下に示す。



IV オンライン調査の利用率拡大について

調査客体の属性を踏まえ、以下の提案を受けた。

まず、「オンライン回答できる」という「認知」が必要であると考えられる。そして、単にオンラインができることを調査客体が認知しても、「興味・関心」を引くことが難しいと考えられる。したがって、「紙は楽」という感情に置き換わるように「オンラインは楽」という内容を打ち出していくと効果が見込まれると考えられる。

このような内容を踏まえて、別添6の各種資料へオンライン回答ができることを記載するとともに、回答しやすいオンライン調査票案の提案（別添7）があった。

V 郵送調査の回収率向上について

郵送調査の回収率向上に資するため、別添1～5の改善案の提案があったほか、事前はがきの発送の提案があった。事前はがきの概要は以下のとおり。

調査実施に先立ち、調査客体へ事前依頼はがきを送付することを想定。はがき文面には、報告義務があること・郵送時期のお知らせ・提出期限等を伝える趣旨で実施を想定。

事前はがきが送付された調査客体からは、「自分は対象外ではないか（非客体の可能性）」との申し出や、廃業申し出・世代交代に伴う宛名の変更希望等の入電がある。その情報をもとに名簿情報を更新し調査資材を郵送する方法は各種統計調査の実査業務で取り入れられている。宛先不明による不達の場合は、送付したはがきが戻ってくるため、当該発生分のみ架電やデスクリサーチ等で正しい住所情報を調べる方法が採用されている。また、はがきの型（通常、圧着）によって、記載する内容の幅が広がるという利点もある。

1.1 海面漁業調査

1.1.1 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）

1.1.1.1 修正の要点

種類	意見	反映方針
全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査項目がギョツと詰まっっている感じがするのでもう少し間隔を空けたり、設問番号を目立つようにしたりして欲しい。現在のものは少し目で迫るのが大変そうに感じる。 ● 用語説明の位置を統一してほしい。 ● 調査名称はもう少し目立つようにして欲しい。 ● 設問番号を大きくした方がよいのではないか。 ● 海上作業従事日数や出漁日数の説明中の1桁数字は全角の方がよい。 ● 調査票と記入の仕方に掲載されている事柄があるので、それはどちらか一方にしたほうが混乱しなくて良いと思う。全体的にバランスを見て掲載させてほしい。 ● 色はもう少し目立つてもいいと思う。 ● マーカー部分が大きくなった気がする。負担を考えるなら前回程度の大きさにしたほうが良いと思う。 ● 注釈は赤字などの（目立つ色に変えた）方がよいのではないか。 ● 記入例と記入上の注意は、現在それぞれ白ベースになっているが、記入上の注意は別のことであるとベース色を分けたほうが良いように思う。 ● 「億円」の単位の位置に違和感を覚える。 	<p>設問同士の間隔や用語説明の位置については、従前どおり視線誘導の負担減を優先したレイアウトを考慮しつつ、適切な位置関係に配置する。</p> <p>調査名称や設問番号のフォントサイズは他の調査と平仄を合わせ、現状を維持する。</p> <p>1桁で表される数字については他の調査も横並びで全角表記とする。</p> <p>調査票と記入の仕方に掲載する事項は内容の重要性などを鑑み、いずれか一方に掲載する場合と両資料に掲載する場合がある。</p> <p>全体的な措置として用語説明や枠囲い文以外のボールド箇所を着色表示する。</p> <p>マーカー部分については別途実施するOCR読取テストの結果を受け、読取精度を基準に、最適な記入形式に変更する。</p> <p>注釈は従前どおり青系統の色を採用する。ただし、読まれなかった場合に特に誤記入の恐れがあると判断される内容の場合は、設問文に組み込み、ボールドにしたうえで着色表示する。</p> <p>主に記入の仕方と調査票の見分けは表紙の色分けによっている。また、記入例と記入上の注意の見分けは、見開きで表示した際に左ページが記入例、右ページが記入上の注意となるように設計し、ページの左右によって容易に判別がつかないため、色変更は実施しない。</p> <p>「億円」など、数値の回答単位は回答欄枠外に表記する。</p>

1.1.1 海面漁業調査

1.1.1.1 漁業経営体調査票 I (個人経営体用)

種類	意見	反映方針
<p>海外向け出荷割合について(回答欄コード: 583-585)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売金額全体に占める海外向け出荷の割合については、海外向けに直接出荷している場合のみ回答するものだと思った。間接的な海外向け出荷も含めるということは、用語説明を読んでもよく分かる程度なので、設問文中に書いてほしい。もっとわかりやすくすべき。 	<p>新設項目であり、よりわかりやすくなるよう設問文や回答欄、注意書き等を見直す。</p>
<p>漁業共済・積立ぶらす(回答欄コード: 591-593)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃料上昇分を補填してくれるセーフティネットになら加入していただくそのこと? (話聞くと結論出ず) ● 漁業共済や積立ぶらすは希望者のみ。(同席されていた漁協職員より: そもそもどちらも知らない方もいるので、「知らない」が選択肢にあつた方が分かりやすいかもしれない。) ● 漁業共済制度、積立ぶらすについて、一般名称ではなく、固有の事業であることが分かるようになってほしいと思う。「」で括る、太字にするなど検討してみしてほしい。 	<p>当該項目は新設項目であり、実施前の細部の変更は慎重に行う必要がある。各選択肢の説明は記入の仕方に掲載されており、これ以上の注意書きは現時点で不要と考える。「知らない」旨の選択肢追加は集計上意味がなく、設問意図から外れるため実施しない。 設問文中の「漁業共済」「積立ぶらす」は他の設問同様、太字と朱色表示にする。</p>

1.1.2 漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）

1.1.2.1 修正の要点

漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）との共通箇所に対する意見および反映方針については同様であるため割愛した。

種類	意見	反映方針
設問Ⅱ-1について（回答欄コード：401-410）	<ul style="list-style-type: none"> ● 記入の仕方の体裁を個人経営体のようにしたほうがわかりやすい。 ● 「責任がある人」がどういった人であるかが表現的にわかりにくい。 	<p>指摘箇所の設問は個人経営体の設問Ⅱ-1に類似しているが、個人経営体用と異なり、設問がページにまたがっていないため、レイアウトについて指摘の変更は行わない。</p> <p>説明文は十分平易であると考えられ、また、記入の仕方に「漁業に従事した責任のある者」についての注意書きを掲載していることから、当指摘に係る変更は行わない。</p>
外国人の定義について（回答欄コード：211）	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の定義を調査票にも記載してほしい。研修生を含めて書いてしまうかもしれないと思った。 	<p>外国人に関する注意書きを追加する。</p>
漁業以外の事業を行った事業所の数について（回答欄コード：）	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の製造業が何に対してその他の製造業であるのかわかりにくい。 ● 事業所の数を記入するのは一つの事業所が複数の事業をやっている場合、それぞれに数を書くことがわかりにくいので補足してほしい。 	<p>選択肢を「水産加工業以外の製造業」と変更すれば意図するところは明らかであるが、現表記で十分伝わると考えられるため「その他の製造業」の表記についての変更は行わない。代替措置として中分類「製造業」を追加する。</p>

1.1.3 海面漁業地域調査票

1.1.3.1 修正の要点

種類	意見	反映方針
他の地域との交流活動の参加人数(回答欄コード: 321-323)	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当するのは魚食。学校給食がメイン。魚のさばき方などHPへ動画をあげているが、その場合はどのように記入するのか迷う。 ● 参加人数は、準備に当たった漁協側の参加人数なのか、イベントに参加した高校生などの人数なのか、わかりにくい。 	記入の仕方に「動画投稿サイトやSNSなどのインターネット上のみの活動は含まない」旨を記載する。 設問文中に下記の文言を記載する。 「なお、取組を実施する側の人数は、参加人数には含まずに記入してください」
I1 資源管理・漁場改善の取組について	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の漁業地区にまたがる取組を行っている場合、「参加した漁業経営体数」については記入の仕方を読まずに、持っている数字を気にせず書いてしまうと思う。レイアウト的に問題がないなら、調査票本体に記入の仕方に書いてある注意書きを追加した方がいいと思う。 ● 段ズレ防止に太線が入ったのは良いと思う。右端に「101」と言ったコードを入れておくことより良いように感じる。 ● 「法制度による規制」「法制度を上回る自主規制」とあるが、法制度とはなにを指しているのか、内容・範囲がわからない。漁業調整規則のことか。 	調査票本体に記載した場合のレイアウトおよびページの情報量を考慮し、「参加した漁業経営体数」に関する注意書きの本体への記載は実施しない。 回答欄右端へのコード追加は実施後のレイアウトを考慮し、実施しない。 調査票本体に「法制度」に関する用語説明の枠囲い文を追加する。
魚種指定のない取組について	<ul style="list-style-type: none"> ● 海底耕耘など、魚種指定のない取組をやっている。 ● 魚種指定のない記入の仕方は調査表にも掲載してほしい。 	すでに調査票本体の情報量は過密であり、魚種指定の無い場合の記入の仕方を本体に記載していただきたい旨の要望は、記入の仕方の案内で間に合うと考えたため実施しない。 魚種指定のない取組を行っている場合の注意書きについては、引き続き記入の仕方での案内に留める。

1.2 内水面漁業調査

1.2.1 内水面漁業経営体調査票 I (個人経営体用)

1.2.1.1 修正の要点

種類	意見	反映方針
水産エコラベルの認知	<ul style="list-style-type: none"> ● 「いずれの認証も取得していない」を選択してくれるなら、まだいいと思う。だが、水産エコラベルを知らない人が多いと考えたと、回答するのを飛ばすのではないか。 ● エコラベルについては聞いたことがありません。(エコラベルとは何ですか?と逆に質問された) ● エコラベルについては知らなかったが、いずれの認証も取得していないにマークする。このあたりには関係のない話だと思う。 ● 水産エコラベル自体知らない。 ● 水産エコラベルの回答項目の並び順は日本の認証が最初に来たほうが良いのではないか。 ● まず「取得している」「取得していない」を親問として先に聞く方が良いと思う。現行案では、「取得していない」が一番下にあるため、無回答が多く発生すると考える。他の設問についても、同様の整理の方が経営体は回答しやすいと考える。 	<p>水産エコラベルを認知している人は誰もいなかった。</p> <p>ただし、「水産エコラベルの回答項目の並び順は日本の認証が最初に来たほうが良いのではないか。」といった意見があったので、並び順については日本の認証を最上部に持つてくる方針とする。</p>
湖沼漁業の海外輸出の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外に輸出している漁協等はあまり聞いたことがないため、応えられないかかわらない。 ● 海外の出荷は行っていない。他の地域でも聞いたことがない。海外からしじみを生産している地域があることは聞いたことがある。 ● 海外への出荷はしていない。 ● 海外輸出については、大手の団体を除き、経営体個人がやっているわけではないと考えるため、経営体個人の調査票ではなく、地域調査で把握できるのでは?と思う。 ● このあたりでは4件の外食業者に直接売っているか、自家消費しかないと思うので輸出向け販売割合はどの組合員もゼロと回答すると思う。 ● まずは、輸出の有無を親問として先に聞く方が無回答抑制の観点で良 	<p>海外輸出の状況については、輸出している対象にヒアリングすることができなかつたため、ヒアリングから反映できる意見はなし。</p>

1.2 内水面漁業調査

1.2.1 内水面漁業経営体調査票 I (個人経営体用)

種類	意見	反映方針
<p>養殖業の海外向け出荷の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● と思う。 ワカサギ等を輸入している人がいるが、輸出している人はこの地域ではないと思う。 ● 海外への出荷はない。東京への出荷はある。 ● 海外に出荷しているものはない。最近では海外から買付に来る話はあるが、品種の良いものを扱っている大きな場所に行っているの で、うちには来ない。 ● 海外向け出荷はない。取引先が海外向けに出荷しているかはわからない。2件の取引先があるが、1件はまず海外には出していない。もう1件はしてないと思う程度。聞けると言われれば聞くけど、少し面倒くさい。 ● 海外向けに出荷している対象は今まで聞いたことがない。恐らく海外に出荷している人はいないと思う。 ● 海外向けの輸出をやっている人はこの近くでは聞いたことない。養殖業で海外向けとなるとそれ一辺倒になり設備から何まで海外向けになるので大変。 	<p>海外輸出の状況については、輸出している対象にヒアリングすることができなかつたため、ヒアリングから反映できる意見はなし。</p>

1.2.2 内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）

1.2.2.1 修正の要点

内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）との共通箇所に対する意見および反映方針については同様であるため割愛した。

1.2.3 内水面漁業地域調査票

1.2.3.1 修正の要点

種類	意見	反映方針
参加人数について	<ul style="list-style-type: none"> 「参加人数」の定義がわかりにくい。「他の地域からの参加人数」に限定了質問なのか？「主催した組合員の人数」なのか？ 	<p>設問文に下記文言を追加し、参加人数の捉え方の誤認による誤記入防止を図る。「なお、取組を実施する側の人数は、参加人数には含めずに記入してください」</p>
河川・湖沼関連施設について	<ul style="list-style-type: none"> 「施設」という表現はしっくりこない。かといって「設備」や「整備状況」といった表現も思い当たるが、結局どれもしっくりこない。 設問文中の「河川・湖沼関連施設」という文言については特に違和感を覚えない。「施設」という言葉からはコンクリート製の何かに設置されたもののイメージがあり、この設問内の選択肢内容はそのイメージ通りである。また、仮に違和感を覚えたとしても、設問にえん堤等の記載があるので見ればわかる。 設問文の「河川・湖沼関連施設」について、当てはまるものをすべて記入してくださいの意味が分からない。河川などに設置されているかどうかを知りたいのか、管理しているかどうかを知りたいのか、機能しているかどうかを知りたいのか、いずれにしても曖昧だと感じる。 施設という言葉が適切かについて、「管理区域内に設置してある河川・湖沼関連施設」という表現はどうだろうか。 	<p>設問文中の「施設」の文言については、選択肢中の具体例を確認することで指し示す内容が明らかとなるため、変更は実施しない。</p> <p>設問意図が不明瞭である旨の意見を受け、設問文の一部を下記に変更する。「漁業協同組合の管轄区域内にある河川・湖沼関連施設について、当てはまるものをすべて記入してください。」→「<u>漁業協同組合の管轄区域内に設置してある河川・湖沼関連施設</u>について、当てはまるものをすべて選んで選んでください。」</p>
漁場環境改善の取組について	<ul style="list-style-type: none"> 「保護水面の管理」の説明が分かりにくい。保護水面という言葉も馴染みがない。 カワウ対策、駆除活動はどこの川の組合も同じ課題だと思うので、例示入れたら良いと思う。 	<p>調査票本体の「保護水面の管理」の用語説明の枠囲い文に具体例を明示する。</p> <p>記入の仕方に下記を追加する。 「保護水面の管理には、外来魚の駆除やカワウなどの鳥獣被害防止対策を含みます。」</p>

1.3 流通加工調査

1.3.1 魚市場調査票

1.3.1.1 修正の要点

種類	意見	反映方針
魚市場に設置されている機器について(回答欄コード：131)	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回作成された調査票が「設置されている機器」という部分がボールドされているが、水産物の～ボールドしたほうが、誤りが少なくなるのではないかと思う。 ● 砕氷・製氷機の注意書きで「漁船の船艙に積むためだけの氷を製造する機器は含めません」と書いてあるので、迷ってしまっただけの氷を製造する機器は含めませんか、「魚市場内で使用している場合について記入してください」などの文言を加えると良いのではないかと。 ● 2つだけでなく、全部の補足説明を加えたほうが良い。 	<p>「水産物の～」をボールドに変更すると強調部分が長くなりすぎるため、よりわかりやすくなるよう設問文自体の表現を工夫する。</p> <p>「砕氷・製氷機」の注意書きに「市場内で使用する」の文言を追加する。</p> <p>用語説明が掲載されていない選択肢については、もともと用語説明に具体的な装飾の例示があるわけではなく、掲載しても冗長となるため継続して省略とする。</p>
水産エコラベルについて(回答欄コード：601-607)	<ul style="list-style-type: none"> ● エコラベルの問は、回答として日本を選択する人が一番多いはずなので、日本を回答選択の一番上を持ってきてきたほうが良い。 ● エコラベルの説明には、「漁協など団体単位として取得している認証は含めます。」と加筆したほうが親切だと感じる。 	<p>水産エコラベルについては他の調査票との共通の設問であるため、総合的に判断し、平仄を合わせる。</p> <p>「漁協など団体単位として取得している認証を含める」旨は記入の仕方に掲載済みであり、調査票への記載の必要性の程度については見込めなため変更は行わない。</p>
法人番号(回答欄コード：202)	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回は、法人番号の回答が皆調査票の表紙に来ていたが、今回は調査票毎に登場する部分がバラバラになっている。一番最初に持ってきたほうが、設問の流れ的には良いのではないかと。 	<p>対象者は漁業センサスで使用するすべての調査票に回答するわけではなく、また、それぞれの調査種別に適切な設問順序があると考えられるため、特定の設問について設問順序の固定は実施しない。</p>

1.3.2 冷蔵・冷蔵・水産加工場調査票

1.3.2.1 修正の要点

種類	意見	反映方針
<p>冷蔵・冷蔵施設／水産加工の主機出力 7.5kw(10馬力)について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 主機出力 7.5kw (10馬力) という用語はわからない。馬力という言葉は使わない。kw という言葉なら使う。 ● 主機出力 7.5kw (10馬力)、という用語について、冷凍庫の馬力のことであることはわかる。 ● 主機出力 7.5kw (10馬力)、という用語について冷凍庫冷蔵庫持っている人は、馬力は把握していると思う。自身は把握している。10馬力・5馬力等のものであることは、設置した時にだいたい冷凍屋さんが教えてくれる。 ● 前回は、別部署に主機出力を確認した。その際は「動力」という趣旨で別部署に確認した。自身も「主機出力」という言葉がわからない。他部署に照会するにもどのように説明したら良いのか悩んだため、わかりやすい表現にして欲しい。 	<p>ヒアリングをとおして出た意見は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主機出力」という用語がわからない。 ・自身が所有する冷凍冷蔵庫の出力がどれくらいなのか知らない。 ・単位への理解・認知（「馬力」と「キロワット (kw)」の理解）は、冷蔵倉庫業・水産加工業別の傾向や特徴は見られず、記入者の年齢が高齢の場合は「馬力」、高齢でない場合は「キロワット (kw)」という概ねの傾向はうかがえた。 ・その他、単位として「動力」という用語がヒアリング対象者からでてきた。 ・購入した販売店に聞けば馬力・kwはわかる、とのご意見は共通して多かった。 <p>※「主機」という言葉が対象者には難解な用語になってしまふことと、当該設問は複数施設所有の場合は合計の出力で該当・非該当を判断することから、「主機」という言葉を削除し、「合計で」という表現に変える方向で修正することとした。</p>
<p>海外輸出について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 山口で海外向けに出荷している業者を聞いたことはない。 ● 海外輸出なし。田辺の江川地域では、鮮魚さんが海外輸出している（魚のえさとして）。関東の輸出専門業者を経由して。 ● 鮮魚さんが冷凍して輸出している、という話は聞いたことがあるが田辺で輸出は聞いたことはない。 ● 海外向けの販売なし。もし、あったとしたら業者から海外向け販売をするにあたって商品の成分表示とかで確認されると思うのでどの業者が輸出しているかというところは把握できるはず。 ● 輸出の割合は、自分のところはちょうど海外向け製品として取引して 	<p>ヒアリング対象者のほとんどが海外輸出について直接の輸出は行っていないことと、販売相手が輸出しているのか等は把握していない観点から「海外輸出はしていない」という意見が多かった。</p> <p>販売相手が輸出しているのかも含めて尋ねる設問であることから、課題があるように感じた。</p> <p>事業規模が相対的に大きい事業者は、海外輸出を行っている意見として、販売金額の1%未満である可能性が高いので小数点で拾わないと0%という数字がでてくるとの意見があった。</p>

種類	意見	反映方針
	<p>いる国内企業とのお付き合いがあるのですその分なら出すことはできない。そこ以外が実は輸出をしているといったようなことは全くわからないのでそれはだせない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 輸出は自身で行うということはない。取引先が輸出しているのはわかる。量がどのくらいかと言われると管理していないのでわからない。 ● 海外専門の会社におろしている物があるもので、輸出向けなのはわかる。その分で良ければ書けるけど直接輸出している量を知りたいのは？直接輸出しているのなら申請関連がだいぶ手間になるからやっているところはまずないんじゃないか。大手さんならわかるけど。貿易専門の会社に聞いたほうが早いのではないかなと思う。 ● 海外輸出やっている。少しでも輸出の実態を把握したいのであれば、1%にも満たない業者も結構いると思うので、0.2%とか1%未満でも回答できるようにして欲しい。あるいは金額を記入するような項目にするのはどうか？ 	<p>当該意見については特定の事業者の意見として全体が果たして1%未満なのかは本ヒアリングでは判断できないため、整数記入のままとした。</p>
<p>水産エコラベル 認証について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水産エコラベルを知らない。 ● 水産エコラベル認証という言葉は知らなかった。この認証は取得しなればならないものですか？ ● 「いずれの認証も取得していない」があれば回答できる。 ● 水産エコラベル認証という言葉は、はじめて聞いた。 ● 水産エコラベル認証という言葉は、知らない。この辺で認証取得している事業者がいるかどうかとも知らない。 ● エコラベルについて初めて聞いたのでよくわかりません。 ● 水産エコラベル認証という言葉は、知らない。回答に迷うことはない。 	<p>ヒアリング対象者のほとんどが、そもそも水産エコラベル認証についてご存知ないことが判明した。 回答にあたっては「いずれの認証も取得していない」という選択肢があることで回答可能との意見であった。 無回答抑止の観点から設問文章に、取得していない場合の回答方法についての案内を掲載することとした。</p>



2023年漁業センサス 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）



記入の仕方

調査票をご記入いただく前に、こちらをよくお読みください。

提出期限

- ◆ 令和5年〇〇月〇〇日までにインターネットまたは郵送によりご回答ください。

記入上の注意点

- ◆ 調査票の設問は、以下について記入する箇所があります。
 - 令和5年11月1日現在
 - 過去1年間（令和4年11月1日～令和5年10月31日までの1年間）
- ◆ 数字は、1マスに1つずつ、算用数字で枠からはみ出さないように右づめで記入してください。
- ◆ 該当のある項目のみ記入してください。該当がない場合の「-」や「0」の記入は不要です。

インターネットでも回答いただけます

- ◆ この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆ インターネットで回答するには、インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレットが必要です。
- ◆ インターネットで回答する場合は、下記のURLをアドレスバーに入力し、「政府統計オンライン調査総合窓口」にアクセスしてください。
<https://www.e-survey.go.jp/>
 ※右上のQRコードからもアクセス可能です。（QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。）
 ※詳しくは同封の「オンライン調査ガイド」をご覧ください。
- ◆ インターネットで回答するには、ログイン用の調査対象者IDとパスワードが必要です。ログイン情報は同封の「オンライン調査システムログイン情報」に記載されています。



記入にあたってご不明点があればこちら

2023年漁業センサス コールセンター

受付時間 土日祝日を除く午前〇時～午後〇時

ナビダイヤル：XXXX-XXX-XXX

IP電話などナビダイヤルが繋がらない場合はこちら XX-XXXX-XXXX

※電話には所定の通話料金がかかります。あらかじめご了承ください。

漁業センサスに関する情報はこちら <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/>

I 漁業経営について

0	1	0	2
---	---	---	---

1

1 過去1年間（令和4年11月1日～令和5年10月31日）に行った自家漁業の種類を以下の漁業種類からすべて選んでください。

網漁業			はえ縄・釣・その他の漁業			海面養殖（種苗養殖含む）					
底びき網	遠洋底びき網	101	✓	はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	119	✓	魚類養殖	ぎんざけ養殖	134	✓
	以西底びき網	102	✓		近海まぐろはえ縄	120	✓		にじます養殖	135	✓
	沖合底びき網1 そうびき	103	✓		沿岸まぐろはえ縄	121	✓		その他のさけ・ます養殖	136	✓
	沖合底びき網2 そうびき	104	✓		その他のはえ縄	122	✓		ぶり類養殖	137	✓
	小型底びき網	105	✓	遠洋かつお一本釣	123	✓	まだい養殖		138	✓	
船びき網			106	✓	近海かつお一本釣	124	✓		ひらめ養殖	139	✓
まき網	1 そうまき遠洋かつお・まぐろ	107	✓	沿岸かつお一本釣	125	✓	とらふぐ養殖		140	✓	
	1 そうまきその他	108	✓	釣 遠洋・近海いか釣	126	✓	くろまぐろ養殖		141	✓	
	2 そうまき	109	✓	沿岸いか釣	127	✓	その他の魚類養殖		142	✓	
	中・小型まき網	110	✓	ひき縄釣	128	✓	貝類養殖		ほたてがい養殖	143	✓
刺網	さけ・ます流し網	111	✓	その他の釣	129	✓			かき類養殖	144	✓
	かじき等流し網	112	✓	小型捕鯨	130	✓			その他の貝類養殖	145	✓
	その他の刺網	113	✓	潜水器漁業	131	✓	くるまえび養殖	146	✓		
さんま棒受網	114	✓	採貝・採藻	132	✓	ほや類養殖	147	✓			
大型定置網	115	✓	その他の漁業	133	✓	その他の水産動物類養殖	148	✓			
さけ定置網	116	✓				海藻類養殖	こんぶ類養殖	149	✓		
小型定置網	117	✓					わかめ類養殖	150	✓		
その他の網漁業	118	✓					のり類養殖	151	✓		
							その他の海藻類養殖	152	✓		
						真珠養殖	153	✓			
						真珠母貝養殖	154	✓			

2

2 上の設問「1」で選んだ漁業種類のうち、販売金額の多かった上位3種類の漁業種類の1から始まる3桁の番号を記入してください。

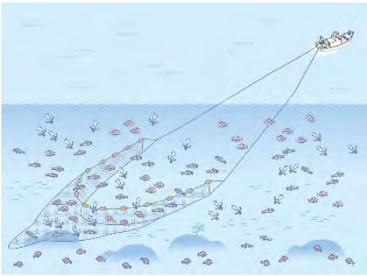
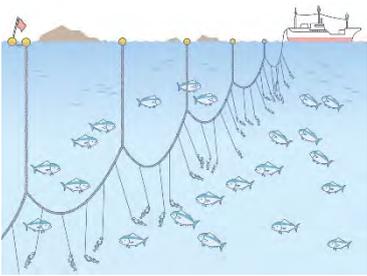
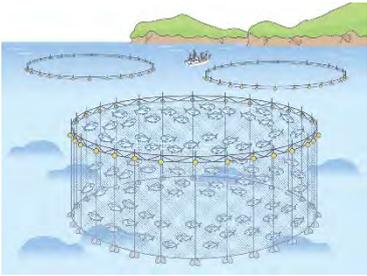
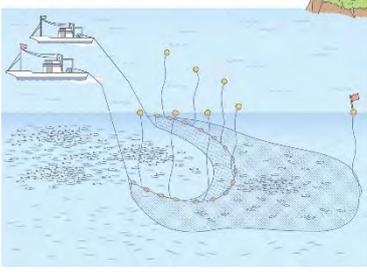
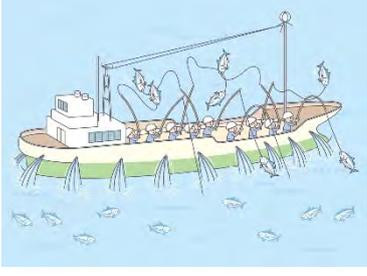
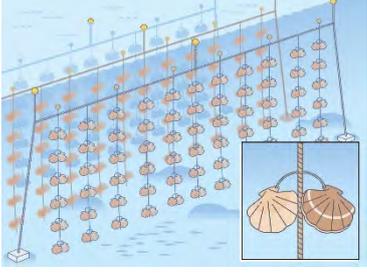
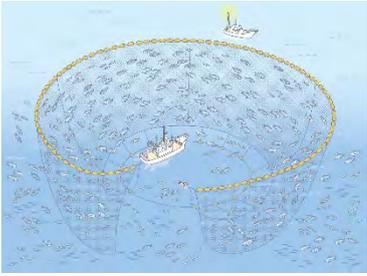
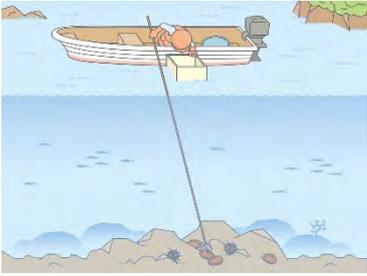
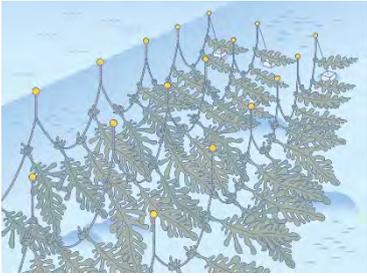
1位	2位	3位
161	162	163
103	139	133

記入上の注意

- 漁業種類は、各地域によって様々な名称で呼ばれていますので、別に配布している「漁業種類地方名称一覧」を参考にしてください。
- 漁業を行うためのえさの漁獲や養殖を行った場合も、該当する漁業種類を選んでください。

漁業種類例（一部）

1

網漁業	はえ縄・釣・その他の漁業	海面養殖
 <p>底びき網</p>	 <p>はえ縄</p>	 <p>まぐろ類養殖</p>
 <p>船びき網</p>	 <p>かつお一本釣</p>	 <p>ほたてがい養殖</p>
 <p>まき網</p>	 <p>採貝</p>	 <p>わかめ類養殖</p>

2

- 前の設問「1」で選択した「過去1年間に行った漁業種類の1から始まる3桁の番号」の中から選んで記入してください。
- 過去1年間に自家漁業で行った漁業種類が1種類の場合は2位と3位を空欄にします。また、2種類の場合は3位を空欄にします。
- 養殖を行っており、養成期間中のため、過去1年間に出荷していない場合は、養成している水産動植物の販売見込み金額の多い順に記入してください。

0 1 0 3

3 過去1年間に漁獲・収穫した水産物で、**販売金額が多かった上位3種類**の魚種を以下の番号から選んで記入してください。

1位	2位	3位
171	172	173
1	0	1
1	1	3
		6

魚種番号「販売金額が多かった魚種」		
魚類	甲殻類・貝類	その他
01 くろまぐろ	22 いせえび	30 いか類
02 かつお・まぐろ類 (くろまぐろを除く)	23 その他のえび類	31 たこ類
03 かじき類	24 ずわいがに・べにずわいがに	32 うに類
04 さけ・ます類	25 その他のかに類	33 なまこ類
05 いわし類	26 あわび類・さざえ	34 こんぶ類
06 あじ類	27 あさり類	35 その他の海藻類
07 さば類	28 ほたてがい	36 その他
08 さんま	29 その他の貝類	
09 ぶり類		
10 ひらめ・かれい類		
11 すけとうだら		
12 その他たら類		
13 ほっけ		
14 あなご類		
15 たちうお		
16 たい類		
17 いさぎ		
18 さわら類		
19 いかなぎ		
20 ふぐ類		
21 その他の魚類		

4 過去1年間に**行った自家漁業の種類**を以下に印字された地方選定漁業種類から**すべて選んで**ください。

なお、何も印字されていない場合は次の設問に進んでください。

漁業種類名		漁業種類名		漁業種類名	
ひき釣り	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
たこつぼ漁	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
沖合たこかご漁業	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
沿岸たこかご漁業	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
いか玉	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
あなごかご	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
しまあじ養殖	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

記入上の注意

- 海面養殖を行っていても、養成期間中で、過去1年間に収穫していない場合は、販売見込み金額の多い順に記入してください。
- 過去1年間の漁獲・収穫した水産物が1種類の場合は2位と3位を空欄にします。また、2種類の場合は3位を空欄にします。
- 名称が記載ない場合、魚類であれば「21 その他の魚類」、えび類であれば「23 その他のえび類」、かに類であれば「25 その他のかに類」、貝類であれば「29 その他の貝類」、海藻類であれば「35 その他の海藻類」、これらにも該当しないものを「36 その他」で記入してください。

3

質問の多い例

- うなぎ : 21 その他の魚類
- しらうお : 21 その他の魚類
- はまぐり : 29 その他の貝類
- わかめ : 35 その他の海藻類
- くじら : 36 その他
- ほや : 36 その他

4

- 地方選定漁業種類は、都道府県（2つの大海区にまたがる道県はそれぞれの大海区）ごとに設定しており、その漁業種類名が調査票にプリントされています。
- 過去1年間に自家漁業として行ったすべての漁業種類について記入してください。
- 何も記載がされていない場合は、記入不要となりますので次の設問に進んでください。

0 1 0 4

5 過去1年間に漁獲・収穫した水産物とそのうちの海面養殖の**販売金額(消費税込み)**でそれぞれ当てはまるものを一つ選んでください。また、「10億円以上」の場合は金額も記入してください。なお、養殖を行っていない場合は、「うち、海面養殖」の「販売金額なし」を選んでください。

	販売金額なし	100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～800万円未満	800万円～1,000万円未満	1,000万円～1,500万円未満	1,500万円～2,000万円未満	2,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円～2億円未満	2億円～5億円未満	5億円～10億円未満	10億円以上
販売金額	571	<input checked="" type="checkbox"/>												
うち、海面養殖	572	<input checked="" type="checkbox"/>												

億未満は四捨五入してください。

千億 百億 十億 億

573				
億円				

574				
億円				

6 過去1年間の漁獲・収穫した水産物について、**海外向けの出荷(輸出)**の有無を選んでください。また、海外向けに出荷している販売金額・数量を把握している場合は、すべての水産物の**販売金額に占める割合**を記入してください。

海外向けに出荷していない	583	<input checked="" type="checkbox"/>
海外向けに出荷している	584	<input checked="" type="checkbox"/>
販売金額・数量を把握していない	585	<input checked="" type="checkbox"/>
販売金額・数量を把握している	586	<input checked="" type="checkbox"/>

百 十 一

海外向け(輸出)の割合 586 1 3 %

海外向けに出荷(輸出)しているには、以下のような場合が該当します。

- ①自ら漁獲・収穫した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷(輸出)した場合
- ②自ら漁獲・収穫した水産物を、海外仕向けの出荷(輸出)に関する取り決め(口頭のみを含む)に基づいて漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合

7 過去1年間の漁獲・収穫した水産物の**出荷先**で当てはまるものをすべて選んでください。また、そのうち**出荷額が最も多かった出荷先**を一つ選んでください。

	漁業協同組合の市場または荷さばき所	漁業協同組合以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者・生協	外食産業	消費者に直接販売		その他の出荷先	
						自営の直売所	その他の直売所	その他の方法	その他の方法
すべての出荷先	581	<input checked="" type="checkbox"/>							
出荷額が最も多かった出荷先	582	<input checked="" type="checkbox"/>							

流通業者には、卸売問屋や商社などを含みます。
 消費者に直接販売とは、自ら生産した水産物またはそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。
 自営の直売所とは、漁業者自らが運営する直売所が該当します。
 その他の直売所とは、共同で運営している直売所または他の人が運営している直売所が該当します(漁業協同組合の直売所、道の駅など)。
 その他の方法とは、移動販売やインターネット・電話等により消費者から直接注文を受けて販売した場合が該当します。

記入上の注意

【共通】

- 10億円以上の場合は、「10億円以上」の欄に記入し、金額も記入してください。

【販売金額】

- 遠洋まぐろ漁業など、1年以上の遠洋航海等で、漁獲はあったものの水揚（販売）をしていない場合は、「販売金額なし」に記入してください。

5

【うち、海面養殖】

- 養殖を行っていない場合は、「販売金額なし」に記入してください。
- 養殖を行っているものの、養成期間中のため、過去1年間に出荷していない場合は、「販売金額なし」に記入してください。

6

- 海外向けの出荷（輸出）とは、自ら収獲した水産物を、直接海外向けに出荷（輸出）した場合、または海外向けの出荷（輸出）を目的とする貿易商社、卸売事業者、団体等に出荷した場合が該当します。

- 「漁獲・収獲した水産物の出荷先」とは、漁業経営体が直接出荷した相手先をいいます。販売を行っていない場合や収獲を行っていない場合は、出荷予定先を記入してください。

用語

流通業者には、卸売問屋や商社などを含みます。

消費者に直接販売とは、自ら生産した水産物またはそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。

7

自営の直売所とは、漁業者自らが運営する直売所が該当します。

その他の直売所とは、共同で運営している直売所または他の人が運営している直売所などであり、漁業協同組合の直売所、道の駅の直売所などが該当します。

その他の方法には、移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。

0 1 0 5

8 過去1年間に行った**漁業以外の事業**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。また、漁家民宿を行っていた場合は、過去1年間の実宿泊者数を記入してください。

	水産物の加工	漁家民宿	漁家レストラン	遊漁船業	農業	小売	その他	行っていない
591	<input checked="" type="checkbox"/>							

実宿泊者数				
万	千	百	十	一
592			9	0

実宿泊者数は、1人が2泊3日しても「1人」と数えてください。
 なお、同一人物が5月に2泊、8月に3泊など、間を空けて2回宿泊した場合は「2人」と数えてください。

9 過去1年間の世帯の収入は、**自家漁業とそれ以外の仕事ではどちらが多かった**ですか。**当てはまるものを一つ**選んでください。

自家漁業の収入のみだった		<input checked="" type="checkbox"/>
自家漁業の収入の方が多かった	711	<input checked="" type="checkbox"/>
自家漁業以外の仕事の収入の方が多かった		<input checked="" type="checkbox"/>

自家漁業の収入には、共同経営や雇われて行った漁業は含みません。
 自家漁業以外の仕事には、共同経営や雇われて行った漁業、不動産による収入などを含めます。
 なお、年金や退職金、社会保障制度の給付金等による収入はどちらにも含みません。

10 11月1日現在で**漁業共済、積立ぷらすに加入していますか**。**当てはまるものをすべて**選んでください。
 なお、どちらも加入していない場合は、「どちらも加入していない」のみを選んでください。

漁業共済に加入している	591	<input checked="" type="checkbox"/>
積立ぷらすに加入している	592	<input checked="" type="checkbox"/>
どちらも加入していない	593	<input checked="" type="checkbox"/>

11 11月1日現在で**取得している水産エコラベル認証**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。なお、いずれの認証も取得していない場合は、「いずれの認証も取得していない」のみを選んでください。

MEL (日本; 漁業・養殖)	601	<input checked="" type="checkbox"/>
MSC (英国; 漁業)	602	<input checked="" type="checkbox"/>
ASC (オランダ; 養殖)	603	<input checked="" type="checkbox"/>
BAP (アメリカ; 養殖)	604	<input checked="" type="checkbox"/>
Alaska RFM (アラスカ; 漁業)	605	<input checked="" type="checkbox"/>
GLOBAL G.A.P. (ドイツ; 養殖)	606	<input checked="" type="checkbox"/>
いずれの認証も取得していない	607	<input checked="" type="checkbox"/>

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるように商品にラベルを表示する仕組みです。

記入上の注意

8

- 「水産物の加工」とは、水産物を用いて加工している事業をいいます。ただし、原料となる水産物が自家生産物、または自家生産物以外の場合でも、加工製造するための作業場や加工場を有するものに限りです。
- 「漁家民宿」とは、旅館業法に基づく旅館業の許可を得て、第3者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。
- 「漁家レストラン」とは、自ら生産した水産動植物を、使用の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、代金を得ている場合をいいます。
- 「漁家民宿」を行っていた場合は、「実宿泊者数」に宿泊した人数を記入してください。同一人物が2泊3日で民宿を連泊利用した場合は「1人」と数えます。ただし、同一人物が間を空けて2回宿泊した場合は「2人」と数えます。

9

- 過去1年間の世帯の収入を自家漁業とそれ以外に分けたときに当てはまるものを選んでください。
- 世帯の収入は、経営主のみではなく、他の世帯員の収入も含めて考えます。
- 年金や退職金、社会保障制度の給付金等による収入はどちらにも含みません。

10

- 漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的に全国漁業共済組合連合会が実施する共済事業をいいます。
- 漁業共済には、採貝・採藻、漁船漁業、定置網が対象となる「漁獲共済」、養殖魚等が対象となる「養殖共済」、「特定養殖共済」、養殖施設や漁具が対象となる「漁業施設共済」があり、これらに加入している場合に記入してください。
- 採貝・採藻、定置網の場合は、漁協が契約する場合や集団で加入する場合があります。
- 積立ぐらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」に基づき、計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象に、全国漁業共済組合連合会が漁業者の積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいいます。

11

- 水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みです。

<水産エコラベル例>

 MEL 日本; 漁業・養殖	 MSC 英国; 漁業	 ASC オランダ; 養殖	 BAP アメリカ; 養殖	 Alaska RFM アラスカ; 漁業	 GLOBAL G.A.P. ドイツ; 養殖
---	--	--	---	---	---

- 漁協などの団体単位として取得している認証も含めて記入してください。
- いずれの認証も取得していない場合は、「いずれの認証も取得していない」のみに記入してください。

水産エコラベル認証とは

GSSI(Global Sustainable Seafood Initiative)から承認された水産エコラベルの認証スキームをいいます。

記入上の注意

- 自家漁業の漁業従事日数には陸上作業または海上作業を行った日数を記入してください。陸上作業と海上作業の内容は、それぞれ次のとおりです。

陸上作業	海上作業
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 漁船や漁網等の修理・整備（停泊中の漁船内で行った場合を含めます。） ➢ 漁具や食料品の積み込み作業 ➢ 出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機 ➢ 餌の仕入れ、調餌作業 ➢ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業 ➢ 貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめの乾燥作業 ➢ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業 ➢ 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業（ただし、工場・作業所とみられるものがあり、専従の常時従業者が製造活動をしている場合は除く） ➢ 自家漁業の経理、計算、帳簿管理、指揮監督、技術講習等の管理運営に係る作業 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 漁船漁業においては、海上でのすべての作業 ➢ 地びき網漁業においては、海上でのすべての作業及び陸上での引き子の作業 ➢ 採貝、採藻 ➢ 海上施設における養殖の場合は、海上でのすべての作業 ➢ 陸上施設における養殖の場合は、以下の作業 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 採苗、飼育に関わる養殖施設でのすべての作業 ✓ 養殖施設の掃除 ✓ 池及び水槽の見回り ✓ 給餌作業（ただし、餌料配合作業は陸上作業） ✓ 収獲物の取り上げ作業

13

- 海上作業日数は次のとおり数えます。なお、遊漁船業は含みません。
 - ① 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
 - ② 1航海が1夜の場合（夕方出港し、翌朝入港した場合）は1日とします。
 - ③ 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。

- 「⑩日数の多かった方」は、どちらか多かった方を選んで記入してください。
- 「⑪最も日数の多かった仕事」は、選択肢の中から多かったものを一つ選んで記入してください。
- ⑫～⑱は、当てはまるものすべてに記入してください。

14

用語

共同経営とは、2人以上(法人を含めます。)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいいます。共同経営で働いているが、出資をしていない場合は、共同経営に雇われているとし、⑰欄に記入してください。

0 1 0 7

経営方針の決定に関与したとは、次のいずれかに携わることを行います。雇用の決定・管理、出荷先、漁業種類の選定・操業計画、養殖種類の選定・規模、資金調達、漁船装備・養殖施設などの投資。

過去1年以内に漁業を初めたとは、新たに漁業を始めた人、過去に漁業に従事していて再び漁業に戻ってきた人、他の仕事の主であったが漁業が主となった人をいいます。

過去1年間にした仕事について										
⑩ 10月下旬に自家漁業の海上作業	⑪ 自家漁業の陸上作業	⑫ 過去1年以内に漁業を始めた	⑬ うち、今年の3月に卒業した	⑭ 自家漁業以外の自営業をした	⑮ 共同経営の漁業の仕事をした	⑯ 雇われて漁業の仕事をした	⑰ 雇われて漁業以外の仕事をした	⑱ 日数が最も多かった仕事		
								多日数が多かった方	他の仕事	
								自家漁業	他の仕事	
該当するもの全て							いずれか			
<input checked="" type="checkbox"/>	1									
<input checked="" type="checkbox"/>	2									
<input checked="" type="checkbox"/>	1									
<input checked="" type="checkbox"/>										
<input checked="" type="checkbox"/>										
<input checked="" type="checkbox"/>										

記入番号「最も日数の多かった仕事」

- 1 自家漁業
- 2 自家漁業以外の自営業
- 3 共同経営の漁業の仕事
- 4 雇われて漁業の仕事
- 5 雇われて漁業以外の仕事

2 11月1日現在の住居および生計をともにする世帯員の人数を記入してください。

15

	男	女
	701	702
すべての世帯員	3	3
うち、満14歳以下の世帯員	1	1

3 11月1日現在ですでに漁業に従事している自家漁業の後継者はいますか。当てはまるものを一つ選んでください。

16

後継者はいる	721	<input checked="" type="checkbox"/>
後継者はいない		<input checked="" type="checkbox"/>

ここでいう後継者とは、以下のすべてが当てはまる人です。

- ① 満15歳以上
- ② 過去1年間に漁業を行った人(自家漁業以外の漁業も含む)
- ③ 自家漁業を継ぐ予定の人

なお、同居している、同居していないは問いません。

記入上の注意

15

- 「世帯員」とは次のような人をいいます。
 - ① 住居と生計を共にしている人
 - ② 出稼ぎや遊学等で家を離れているが、不在期間が1年未満の人。なお、漁船を含め船舶の乗組員については、不在期間が1年以上であっても、世帯員に含めます。
 - ③ 住み込みの雇い人で、1年以上経過した人（経過見込みの人も含めます。）

16

- ここでいう「後継者」とは、以下のすべてが当てはまる人です。
 - ① 満15歳以上
 - ② 過去1年間に漁業を行った人（自家漁業以外の漁業も含む）
 - ③ 自家漁業を継ぐ予定の人
- なお、同居している、同居していないは問いません。

Ⅲ 自家漁業に雇った人について

0 1 0 8

17

1 海上作業に雇った人数

(1) 11月1日現在で**海上作業に雇っている人数**をそれぞれ記入してください。

なお、世帯員の方は含めません。

また、雇った人がいない場合は、「海上作業に雇った人はいない」のみを選んでください。

	211				
	千	百	十	一	
日本人				3	人
うち、過去1年以内に漁業を始めた人				1	人
外国人					人
海上作業に雇った人はいない	201				<input checked="" type="checkbox"/>

過去1年以内に漁業を始めた人とは、次の人をいいます。

- ①新たに漁業を始めた人
- ②過去に漁業に従事していて再び漁業に戻ってきた人
- ③他の仕事为主であったが漁業が主となった人

外国人には、雇用契約を結んでいる人数を記入します。

海外基地での乗下船による外国人を含みます。
外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能実習を行っている者は含めますが、講習による知識修得活動期間中の外国人(雇用関係なし)は含めません。

18

(2) 海上作業に雇っている日本人のうち、過去1年間に**30日以上海上作業を行った人数**を男女別・年齢別に記入してください。

	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 歳 以上	合計
	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	221
男		1	2											3
女														

19

2 陸上作業に雇った人数

過去1年間の漁業の**陸上作業において、最もさかんな時期に雇った人数**を記入してください。

なお、世帯員の方は含めません。

		千 百 十 一				
男	242					人
女	243				2	人
合計	241				2	人

最もさかんな時期に雇った人数とは、陸上作業に一番多くの人を雇った時期のその人数を指します。雇った人の労働時間や日数は関係ありません。

陸上作業とは、漁業に係る海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には次のようなものをいいます。

- ①漁船や漁網等の修理・整備(停泊中の漁船内で行った場合を含めます。)
- ②漁具や食料品の積み込み作業
- ③出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機
- ④餌の仕入れ、調餌作業
- ⑤真珠の核入れ作業、真珠の採取作業
- ⑥貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめなどの乾燥作業
- ⑦漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ⑧自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業(ただし、工場・作業所とみられるものがあり、専従の常時従業者が製造活動をしている場合は除く)
- ⑨自家漁業の経理、計算、帳簿管理、指揮監督、技術講習等の管理運営に係る作業

記入上の注意

17

- 海上作業の内容は、次のとおりです。
 - 漁船漁業においては、海上でのすべての作業
 - 地びき網漁業においては、海上でのすべての作業及び陸上での引き子の作業
 - 採貝、採藻
 - 海上施設における養殖の場合は、海上でのすべての作業
 - 陸上施設における養殖の場合は、以下の作業
 - ✓ 採苗、飼育に関わる養殖施設でのすべての作業
 - ✓ 養殖施設の掃除
 - ✓ 池及び水槽の見回り
 - ✓ 給餌作業（ただし、餌料配合作業は、陸上作業）
 - ✓ 収獲物の取り上げ作業
- 雇用契約を結んで漁業の海上作業に従事している外国人の数を記入してください。
- 海外基地で乗下船する者や外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能実習を行っている者は含めますが、講習による知識修得活動期間中の外国人（雇用関係なし）は含めません。

用語

外国人技能実習制度とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）に基づく制度で講習終了後、実習を始める際に、雇用関係を結ぶ必要があります。制度の仕組み上、漁業及び養殖業において技能実習生を受け入れることが出来る職種は限定されています（かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網、刺し網漁業、定置網、かに・えびかご漁業、ほたてがい・まがき養殖作業）。

18

- 海上作業のために雇った人のうち、日本人について、過去 1 年間に 30 日以上海上作業に従事した人を、男女別・年齢区分別に人数を記入してください。

19

- 陸上作業が最もさかんな時期に、陸上作業のために雇った人数を記入してください。なお、外国人も含めます。
- 陸上作業の内容は、次のとおりです。
 - 漁船や漁網等の修理・整備（停泊中の漁船内で行った場合を含めます。）
 - 漁具や食料品の積み込み作業
 - 出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機
 - 餌の仕入れ、調餌作業
 - 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業
 - 貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめの乾燥作業
 - 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
 - 自家製産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業（ただし、工場・作業所とみられるものがあり、専従の常時従業者が製造活動している場合は除く）
 - 自家漁業の経理、計算、帳簿管理、指揮監督、技術講習等の管理運営に係る作業

IV 漁船について

0 1 0 9

20

1 過去1年間の漁業に**使用した漁船の種類**について、**当てはまるものをすべて**選んでください。また、**11月1日現在で持っている漁船の隻数**を記入してください。

	302	<input checked="" type="checkbox"/>	11/1 現在で持っている隻数			隻
			百	十	一	
無動力漁船を使用した	302	<input checked="" type="checkbox"/>				隻
船外機付漁船を使用した	303	<input checked="" type="checkbox"/>			1	隻
動力漁船を使用した	304	<input checked="" type="checkbox"/>				
漁船を使用していない	301	<input checked="" type="checkbox"/>				

使用した漁船とは、所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船をいいます。
持っている漁船とは、使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船をいいます。なお、貸出している漁船は含みません。

複数の無動力漁船に1台の船外機を回しつけて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、残りを無動力漁船と数えてください。

2 過去1年間に**使用した動力漁船**の総トン数をすべて記入し、**11月1日現在で持っているか・いないか**を選んでください。また、**11月1日現在で持っている漁船**は、漁船ごとに過去1年間の**出漁日数**、**出漁日数の多かった漁業種類**、**販売金額が多かった漁業種類**を記入してください。

①総トン数	②11/1 現在で持っている		11/1 現在で持って「いる」を選択した場合に記入してください																	
	千	百	十	ト	小	③過去1年出漁日数	出漁日数が多かった漁業種類			販売金額が多かった漁業種類										
							④ 1位	⑤ 2位	⑥ 3位	⑦ 1位	⑧ 2位	⑨ 3位								
401	2	5	3			267	1	0	3	1	1	1	0	3	1	1				
402	21	4	8			22	1		1	1	1	1		1		1				
403		4	7			83	1	3	9	1	4	4	1	1	3	9	1	4	4	1
404							1		1	1		1		1		1			1	
405							1		1	1		1		1		1			1	

出漁日数とは、
①1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
②1航海が1夜の場合(夕方出港し、翌朝入港した場合)は1日とします。
③2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
なお、遊漁船業は含みません。

記入番号「出漁日数が多かった漁業種類」「販売金額が多かった漁業種類」					
101 遠洋底びき網	119 遠洋まぐろはえ縄	134 ぎんぎけ養殖			
102 以西底びき網	120 近海まぐろはえ縄	135 にじます養殖			
103 沖合底びき網1 そうびき	121 沿岸まぐろはえ縄	136 その他のさけ・ます養殖			
104 沖合底びき網2 そうびき	122 その他のはえ縄	137 ぶり類養殖			
105 小型底びき網	123 遠洋かつお一本釣	138 まだい養殖			
106 船びき網	124 近海かつお一本釣	139 ひらめ養殖			
107 1 そうまき遠洋(かつお・まぐろ)	125 沿岸かつお一本釣	140 とらふぐ養殖			
108 1 そうまきその他	126 遠洋・近海いか釣	141 くらまぐろ養殖			
109 2 そうまき	127 沿岸いか釣	142 その他の魚類養殖			
110 中・小型まき網	128 ひき縄釣	143 ほたてがい養殖			
111 さけ・ます流し網	129 その他の釣	144 かき類養殖			
112 かじき等流し網	130 小型捕鯨	145 その他の貝類養殖			
113 その他の刺網	131 潜水器漁業	146 くるまえび養殖			
114 さんま棒受網	132 採貝・採藻	147 ほや類養殖			
115 大型定置網	133 その他の漁業	148 その他の水産動物類養殖			
116 さけ定置網		149 こんぶ類養殖			
117 小型定置網		150 わかめ類養殖			
118 その他の網漁業		151 のり類養殖			
		152 その他の海藻類養殖			
		153 真珠養殖			
		154 真珠母貝養殖			

記入上の注意

20

- この設問で記入する漁船は、次のとおり記入してください。
 - 使用した漁船：所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船。
 - 持っている漁船：使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船。貸出している漁船は含まない。
- 過去1年間に自己の漁業生産に使用したもので、主船だけでなく灯船、魚群探索船等の付属船も含めます。
- 漁船登録をしても遊漁のみに使用した漁船は含めません。

用語

無動力漁船とは、推進機関を付けない漁船のことをいいます。

船外機付漁船とは、無動力漁船に取り外しのできる推進機関を付けた漁船をいいます。

動力漁船とは、推進機関を船体に固定した漁船のことをいいます。なお、船内に機関を装備し、甲板端にプロペラを設置する船内外機付漁船については動力漁船に含めます。

21

- この設問は、所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船について記入してください。
- 「動力漁船」を6隻以上使用した場合は、調査員から配布される補助票に記入してください。
- 総トン数は、小数点以下第一位より下は切り捨てて記入してください。
例) 25.38トン→25.3トン

22

- この設問では、所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船について記入してください。
- 使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船の場合は、「持っている」に記入してください。貸出している漁船や借りていて返却した漁船などで保有していない場合は「持っていない」に記入してください。

23

- この設問では、「②11/1 現在で持っている」と記入した漁船のみ記入してください。

24

- この設問では、「②11/1 現在で持っている」と記入した漁船のみ記入してください。
- 記入するすべての漁船で「出漁日数が多かった漁業種類」及び「販売金額が多かった漁業種類」が同じ漁業種類であっても、必ず漁船ごとにそれぞれ記入してください。
- 海面養殖を行っていても、養成期間中で、過去1年間に収獲していない場合は、販売見込み金額の多い順に記入してください。

V 海面養殖業について

0 1 1 0

11月1日現在の状況について記入してください。

なお、陸上に設置した水槽で海水を使用して養殖する場合も海面養殖に含まれます。

25

1 魚類養殖について、養殖施設全体の面積と養殖に使用している面積を記入してください。

	No.	養殖施設全体の面積										うち、養殖に使用している面積									
		百万	十万	万	千	百	十	(㎡)	百万	十万	万	千	百	十	(㎡)						
魚類養殖の合計	511					7	0	0													
うち、該当する魚類について記入	ぶり類	512																			
	まだい	513																			
	ひらめ	514					7	0	0					3	0	0					
	うち、陸上水槽	515					1	0	0												
	とらふぐ	516																			
	うち、陸上水槽	517																			
	くろまぐろ	518																			

養殖施設全体の面積とは、事務や屋内加工設備などの家屋、駐車場、いけすなどの放養場すべて合算した面積です。
 養殖に使用している面積とは、魚類を養殖し育てるいけすや水槽などで現在使用している面積です。なお、魚類を放養していないいけすや水槽の面積は含めません。
 どちらも借りている面積を含めます。

26

2 ほたてがい養殖、かき類養殖について、養殖の方法別に以下の内容を記入してください。

	No.	ほたてがい養殖					単位	かき類養殖					
		万	千	百	十	一		万	千	百	十	一	
いかだ垂下式 簡易垂下式	台数	521					台	531			1	0	台
	1台の平均面積	522					㎡	532			9	0	㎡
はえ縄式	幹縄の長さ	523					m	533					m
地まき式 そだひび式	養殖場の面積							534					㎡

27

3 わかめ類養殖については幹縄の長さを、のり類養殖については施設の面積を記入してください。

わかめ類養殖 (幹縄の長さ)							のり類養殖 (施設面積)							
百万	十万	万	千	百	十	一	百万	十万	万	千	百	十	一	
541							m	551						㎡

のり類養殖の施設面積は、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。また、潮通しや船通しは含みません。

28

4 真珠養殖、真珠母貝養殖について、かご 100 吊りを 1 台に換算したいかだ台数を記入してください。

	No.	百万	十万	万	千	百	十	一	
真珠養殖	561								台
真珠母貝養殖	562								台

調査は以上で終わりです。ご協力いただきありがとうございました。

記入上の注意

- 借り入れているものも含め養殖施設全体の面積と養殖に使用している面積を記入してください。
- 養殖に使用している面積が養殖施設全体の面積を超えることはありません。

用語

25

養殖施設全体の面積とは、事務を行う建屋や駐車場、漁具を格納保管する施設などを含めた面積です。

養殖に使用している面積とは、魚類を放養できるいけすなどであり、11月1日現在で魚を放養しているいけすなどの面積です。なお、出荷前などで一時的に魚を入れているだけのいけすや水槽は含めません。

- 種がきとして販売する稚貝を養成した施設も含めて記入してください。

用語

26

幹縄とは、海面に水平に張って種糸を支える縄（ロープ）をいいます。

- のり類の養殖において、施設面積は、潮通し、船通しは含めません。また、真上から見たときの1面の養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。

用語

27

幹縄とは、海面に水平に張って種糸を支える縄（ロープ）をいいます。

- いかだ台数は、標準かご（0.45m×0.4m×0.15m）100つりを1台として計算した上で記入してください。

例

28

- いかだ1台に150かご下げているものが10台ある場合は15台
- いかだ1台に50かご下げているものが10台ある場合は5台

令和5年 満年齢早見表

調査票の6ページの「Ⅱ-2」の設問において、出生の年月を記入する際の参考にご利用ください。
 なお、1月～10月生まれの方（誕生日が過ぎた方）は、年齢欄の数字が現在の年齢となります。
 11月～12月生まれの方（誕生日が過ぎていない方）は、現在の年齢に1を足した年齢欄の、元号と年を記入してください。

年齢	和暦
15歳	平成20年
16歳	平成19年
17歳	平成18年
18歳	平成17年
19歳	平成16年
20歳	平成15年
21歳	平成14年
22歳	平成13年
23歳	平成12年
24歳	平成11年
25歳	平成10年
26歳	平成9年
27歳	平成8年
28歳	平成7年
29歳	平成6年
30歳	平成5年
31歳	平成4年
32歳	平成3年
33歳	平成2年
34歳	平成元年
35歳	昭和63年
36歳	昭和62年
37歳	昭和61年
38歳	昭和60年
39歳	昭和59年
40歳	昭和58年
41歳	昭和57年
42歳	昭和56年
43歳	昭和55年
44歳	昭和54年

年齢	和暦
45歳	昭和53年
46歳	昭和52年
47歳	昭和51年
48歳	昭和50年
49歳	昭和49年
50歳	昭和48年
51歳	昭和47年
52歳	昭和46年
53歳	昭和45年
54歳	昭和44年
55歳	昭和43年
56歳	昭和42年
57歳	昭和41年
58歳	昭和40年
59歳	昭和39年
60歳	昭和38年
61歳	昭和37年
62歳	昭和36年
63歳	昭和35年
64歳	昭和34年
65歳	昭和33年
66歳	昭和32年
67歳	昭和31年
68歳	昭和30年
69歳	昭和29年
70歳	昭和28年
71歳	昭和27年
72歳	昭和26年
73歳	昭和25年
74歳	昭和24年

年齢	和暦
75歳	昭和23年
76歳	昭和22年
77歳	昭和21年
78歳	昭和20年
79歳	昭和19年
80歳	昭和18年
81歳	昭和17年
82歳	昭和16年
83歳	昭和15年
84歳	昭和14年
85歳	昭和13年
86歳	昭和12年
87歳	昭和11年
88歳	昭和10年
89歳	昭和9年
90歳	昭和8年
91歳	昭和7年
92歳	昭和6年
93歳	昭和5年
94歳	昭和4年
95歳	昭和3年
96歳	昭和2年
97歳	昭和元年
98歳	大正14年
99歳	大正13年

<MEMO>

ご協力いただきありがとうございました

記入漏れや記入誤りがないか、ご提出前に再度ご確認ください

秘密の保護について

- ◆ 農林水産省の職員や調査関係者が、回答内容を他に漏らしたり、課税など統計以外の目的に使用したりすることは「統計法」という法律により厳しく禁じられています。
- ◆ ご提出いただいた調査票や回答データは、厳重に保管されます。

ご回答内容に関して

- ◆ ご提出いただいた調査票に記入誤りや不明点があった場合は、調査の正確性を期するため、後日回答内容についておたずねする場合があります。あらかじめご了承ください。

ご記入にあたってご不明な点があればコールセンターまでご連絡ください。

○農林水産省-漁業センサスホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/>



2023年漁業センサス実施に関するご協力のお願い

日頃より農林水産省が実施する各種統計調査にご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。

農林水産省では、我が国の漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業などの漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握することを目的に、統計法に基づく基幹統計調査として5年ごとに「漁業センサス」を行っております。

この調査は、とても重要な調査であり、**必ずご回答いただく必要があります**。くわしくは裏面をご覧ください。

ご多忙のところ恐縮ですが、下記の期日までに調査へのご協力をよろしく申し上げます。

提出期限：令和〇年〇月〇日

インターネットでの回答が手軽で便利です！

- ◆ パソコン・スマートフォン・タブレットによりご回答いただけます。
- ◆ オンライン調査システムへはこちらからアクセスいただけます。
 - <https://www.e-survey.go.jp>
- ◆ 詳しくは、同封の「オンライン調査ガイド」をご覧ください。



統計調査員

氏名：

電話：

市区町村連絡先

記入の仕方などお問合せ先

2023年漁業センサス コールセンター

受付時間 土日祝日を除く午前●時～午後●時

ナビダイヤル：XXXX-XXX-XXX

IP電話などナビダイヤルがつかない場合はこちら XX-XXXX-XXXX

※電話には所定の通話料金がかかります。あらかじめご了承ください。

漁業センサスに関する情報はこちら <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/>

漁業センサってどんな調査なの？

日本全国の漁業に関わる状況を網羅して把握するため、次の調査を一体的に実施しています。

漁業センサス

海面漁業調査

令和5年11月1日調査

漁業経営体調査

対象 海面で漁業を営む個人・団体

調査票 調査員が直接配布・直接回収

海面漁業地域調査

対象 海面漁業が行われている地域の漁業協同組合

調査票 郵送により配布・回収

内水面漁業調査

令和5年11月1日調査

内水面漁業経営体調査

対象 内水面で漁業を営む個人・団体

調査票 郵送により配布、郵送または調査員により回収

内水面漁業地域調査

対象 内水面組合

調査票 郵送により配布・回収

流通加工調査

令和6年1月1日調査

魚市場調査

対象 魚市場を営む事業所

調査票 郵送により配布・回収

冷凍・冷蔵、水産加工場調査

対象 水産加工業、冷凍・冷蔵倉庫業を営む事業所

調査票 郵送により配布、郵送または調査員により回収

調査の結果はどのように利用されるの？

漁業センサスの結果は、国や地方における水産施策の企画・立案・推進や漁港の整備、漁場の保全、地方交付税の算定などのための基礎資料として活かされます。また、各種統計調査の母集団情報としても活用されます。

回答しないといけないの？

漁業センサスは必ず回答する必要があります。統計法では、正確な統計を作成するため、漁業センサスなどの特に重要な調査については調査に回答する義務（報告の義務）を定めています。

個人情報を守られるの？

統計法では、調査に従事する者すべてに守秘義務が課されており、これに違反した場合の罰則も定められています。また、回答内容を調査の目的以外で利用することは絶対にありません。

どうやって回答するの？

紙の調査票は、郵送で配布された場合は郵送によって、調査員から配布された場合は調査員への提出によって回答することができます。また、すべての調査でオンラインによる回答が可能です。詳しくはオンライン調査ガイドをご確認ください。

漁業センサスに関する情報はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/>

漁業センサス

検索

送付用宛名

2023年漁業センサス実施に関するご協力のお願い

日頃より農林水産省が実施する各種統計調査にご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。

農林水産省では、我が国の漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業などの漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握することを目的に、統計法に基づく基幹統計調査として5年ごとに「漁業センサス」を行っております。

この調査は、とても重要な調査であり、**必ずご回答いただく必要があります**。くわしくは裏面をご覧ください。

ご多忙のところ恐縮ですが、下記の期日までに調査への協力をよろしく申し上げます。

提出期限：令和〇年〇月〇日

インターネットでの回答が手軽で便利です！

- ◆ パソコン・スマートフォン・タブレットによりご回答いただけます。
- ◆ オンライン調査システムへはこちらからアクセスいただけます。
 - <https://www.e-survey.go.jp>
- ◆ 詳しくは、同封の「オンライン調査ガイド」をご覧ください。



政府統計オンライン

検索

記入の仕方などお問合せ先

2023年漁業センサス コールセンター

受付時間 土日祝日を除く午前●時～午後●時

ナビダイヤル：XXXX-XXX-XXX

IP電話などナビダイヤルがつかない場合はこちら XX-XXXX-XXXX

※電話には所定の通話料金がかかります。あらかじめご了承ください。

漁業センサスに関する情報はこちら <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/>

漁業センサってどんな調査なの？

日本全国の漁業に関わる状況を網羅して把握するため、次の調査を一体的に実施しています。

漁業センサ			
海面漁業調査 令和5年11月1日調査	漁業経営体調査	対象	海面で漁業を営む個人・団体
		調査票	調査員が直接配布・直接回収
	海面漁業地域調査	対象	海面漁業が行われている地域の漁業協同組合
		調査票	郵送により配布・回収
内水面漁業調査 令和5年11月1日調査	内水面漁業経営体調査	対象	内水面で漁業を営む個人・団体
		調査票	郵送により配布、郵送または調査員により回収
	内水面漁業地域調査	対象	内水面組合
		調査票	郵送により配布・回収
流通加工調査 令和6年1月1日調査	魚市場調査	対象	魚市場を営む事業所
		調査票	郵送により配布・回収
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	対象	水産加工業、冷凍・冷蔵倉庫業を営む事業所
		調査票	郵送により配布、郵送または調査員により回収

調査の結果はどのように利用されるの？

漁業センサの結果は、国や地方における水産施策の企画・立案・推進や漁港の整備、漁場の保全、地方交付税の算定などのための基礎資料として活かされます。また、各種統計調査の母集団情報としても活用されます。

回答しないといけないの？

漁業センサは必ず回答する必要があります。統計法では、正確な統計を作成するため、漁業センサなどの特に重要な調査については調査に回答する義務（報告の義務）を定めています。

個人情報を守られるの？

統計法では、調査に従事する者すべてに守秘義務が課されており、これに違反した場合の罰則も定められています。また、回答内容を調査の目的以外で利用することは絶対にありません。

どうやって回答するの？

紙の調査票は、郵送により配布された場合は郵送で、調査員により配布された場合は調査員への提出で回答することができます。また、すべての調査でオンラインによる回答が可能です。詳しくはオンライン調査ガイドをご確認ください。

漁業センサに関する情報はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/>

漁業センサ

検索



2023 年漁業センサス オンライン調査ガイド



- 本調査はインターネットを利用して「政府統計オンライン調査総合窓口」から回答できます。
- この操作ガイドではパソコン、スマートフォン、タブレットからインターネットを利用してオンラインで回答する方法を記載しています。
- 推奨利用環境については裏面をご確認ください。

オンライン調査について

- ◆ 本調査でのオンライン調査システムの利用可能期間は、**令和●年●月●日 (●) 23:59** までです。
- ◆ 期間中は、24 時間いつでもご都合の良い時間に回答できます。
- ◆ スマートフォン・タブレットでもご利用いただけます。
- ◆ 本調査は QR コードを読み取り、調査を開始することができます。
QR コードから調査を開始する場合は、2 ページ上部の QR コードをお読み取りください。

必要書類

- ◆ オンライン調査システムの利用には、同封の『オンライン調査システムログイン情報』が必要です。
※『オンライン調査システムログイン情報』を紛失した場合は、下記コールセンターにご連絡ください。

記入にあたってご不明点があればこちら

2023 年漁業センサス コールセンター

受付時間 土日祝日を除く午前●時～午後●時

ナビダイヤル：XXXX-XXX-XXX

IP 電話などナビダイヤルが繋がらない場合はこちら XX-XXXX-XXXX

※電話には所定の通話料金がかかります。あらかじめご了承ください。

漁業センサスに関する詳しい実施情報はこちら <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/>

1 「政府統計オンライン調査総合窓口」へログイン

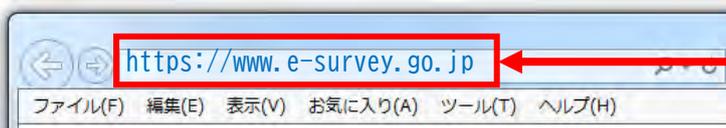
① 「政府統計オンライン調査総合窓口」にアクセスします

● インターネットアドレスからログインする方法

ブラウザ上部のアドレスバーに下記のURLをすべて半角の英字小文字で入力します。

<https://www.e-survey.go.jp>

入力し終わったら、キーボードの【Enter】を押します。



ここに入力します



● QRコードからアクセスする場合は、右のQRコードを読み取ります。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

● 検索エンジンからログインする方法

検索エンジンに「政府統計オンライン」と入力し、検索結果に表示される『政府統計オンライン調査総合窓口』をクリックしてください。

② 初期アクセス画面が表示されます

● 画面中央の「ログイン画面へ」ボタンをクリックします。



注意

オンライン調査システムは、ログイン後、1時間以上操作をしないと、自動的にログアウトします。
回答を途中で中断する場合には、一時保存をすることをおすすめします。(方法は、6ページ「各種ボタンについて」をご覧ください)

③ ログイン情報を入力します

● 「政府統計コード」を選択または入力後、同封の『ログイン情報』に記載の「調査対象者ID」、「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

「政府統計コード」は、上段で「漁業センサス」を選択するか、下段に「APYQ」と入力してください。

入力後、「ログイン」をクリックします。

次ページへ続きます

4 パスワードを変更します

- 配布されたパスワードは仮パスワードですので、任意の新しいパスワードを入力し、「変更」ボタンをクリックします。

◇変更後のパスワードは2回目以降のログインで使用しますので、忘れないようにご注意ください。

パスワードの変更

パスワード情報

配布されたパスワードは、仮のパスワードですので、変更をお願いします。
変更したパスワードは、次回ログインの際に必要となりますので、ご自身で適切に管理してください。

新パスワード パスワードを表示する

新パスワード (確認用)

変更

メモ欄

入力後、「変更」ボタンをクリックします。

※新パスワードは、半角英数記号8文字以上32文字以内で、英字・数字をそれぞれ1文字以上含む文字列で設定してください。

2 連絡先情報の登録 (初回ログイン時のみ)

1 メールアドレスを入力します

- メールアドレスを入力し「登録」をクリックします。
※ 登録されたメールアドレスは、調査票の受付完了やパスワードの再発行のお知らせに使用します。
※メールの受信制限設定を行っている場合、「e-survey.go.jp」からのメールを受信可能な状態に設定していただくようお願いします。

連絡先情報の登録

パスワードを変更しました。

連絡先情報

連絡先情報を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。
ここで登録されたメールアドレス等は、調査票の受付状況メールの送信など皆様への連絡に使用します。

メールアドレス (半角60文字以内)

メールアドレス (確認用) (半角60文字以内)

登録

ご自身のメールアドレスを入力後、「登録」をクリックします。

2 登録したメールアドレスを確認します

- ご登録いただいたメールアドレス宛てに確認メールが送信されるとともに、確認画面が表示されます。メールアドレスに誤りがなければ、「調査票一覧へ」をクリックします。

連絡先情報の確認

登録いただいたメールアドレスに確認メールを送信しました。

連絡先情報

登録いただいた連絡先情報は以下のとおりです。
確認いただき、よろしければ、「調査票の一覧へ」ボタンをクリックしてください。
表示内容に変更がある場合には、「連絡先変更へ」ボタンをクリックしてください。

メールアドレス

連絡先変更へ

メールアドレスを確認後、「調査票一覧へ」をクリックします。

3 電子調査票の回答の始め方

1 電子調査票を表示します

- 表示された電子調査票の中から、「回答する調査票名」をクリックします。

調査票の一覧

パスワード・連絡先情報の変更 調査回答ファイルの一括送信 調査対象者IDの統合

注意事項

漁業センサス

回答する電子調査票をクリックしてください。

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	記入例	状況	回答日時
2018年漁業センサス	海面漁業調査漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）	HTML形式	2018-12-31			

※表示の調査票例は一例です。
実際には回答いただく調査票名が表示されます。

2 回答を始めます

- 説明文をお読みいただいたあと、画面一番下の「回答入力画面へ」をクリックします。

2018年漁業センサス
漁業経営体調査票Ⅰ
（個人経営体用）
平成30年11月1日開票

回答入力画面へ

「回答入力画面へ」をクリックします。

4 電子調査票への回答方法（1）

下記の項目について説明します

- ① 実数値の記入
- ② ラジオボタン選択(いずれか一つの選択)
- ③ チェックボタン選択(複数選択)
- ④ リスト選択
- ⑤ 各種ボタンについて

① 実数値の入力

- 回答欄が になっている項目は、数字を入力する項目です。キーボードを使い、直接数字を入力してください。(数値は半角に自動補正されます。)
- 小数点まで入力する設問は入力ミスを防ぐため、 のように数字を入力する回答欄内に記入例を表示しているものがあります。回答欄をクリックすると、表示されていた記入欄は消えますので、数字を入力して回答してください。

I-1 世帯員すべての人数			
11月1日現在の世帯員の人数を入力してください。			
		(人)	
		すべての世帯員	うち、満14歳以下の世帯員
男	701	<input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="1"/>
女	702	<input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="1"/>

総トン数	
(小数第1位まで入力し、小数第2位を切り捨ててください。)	
①	
(トン)	
401	<input type="text" value="25.3"/>
402	<input type="text"/>
403	<input type="text" value="例) 4.9"/>

② ラジオボタン選択（いずれか一つの選択）

- 回答欄が になっている項目は、いずれか一つを選択する項目です。クリックすることで選択され、選択した項目は と表示されます。選択を取り消したい場合は、 をもう一度クリックすると未選択の状態に戻ります。

I-3 自家漁業の後継者の有無		
当てはまるものを選択してください。		
	いる	いない
721	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

③ チェックボタン選択（複数選択）

- 回答欄が になっている項目は、該当するものすべてを選択する項目（複数選択可）です。該当するものをクリックすることで選択され、選択した項目は、 のようになります。 をもう一度クリックすると未選択の状態に戻ります。

	冷蔵倉庫業	水産加工業	漁業・養殖業	水産物卸売業	水産物仲卸(買)業	水産物小売業	その他
営んだ事業 (該当すべてを選択)	101	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

次ページへ続きます

4 電子調査票への回答方法（2）

④ リスト選択

- 回答欄が□になっている項目の中には、回答欄をクリックしたときに、回答欄候補がリストで表示されるものがあります。
リストが表示されたら、その中から回答を選択してください。
なお、リストから選択した後に、元の空欄に戻したい場合は、リストの一番上にある空欄を選択すると元に戻すことができます。

自家漁業の
海上作業日数が
多かった漁業種類

1位	2位	3位
⑥	⑦	⑧

全国漁業種類番号を選択

103 135 □

101：遠洋底びき網
102：以西底びき網
103：沖合底びき網 1 そうびき
104：沖合底びき網 2 そうびき
105：小型底びき網
106：船びき網
107：大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ
108：大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ
109：大中型まき網 1 そうまきその他
110：大中型まき網 2 そうまき
111：中・小型まき網
112：さけ・ます流し網
113：かじき等流し網
114：その他の刺網
115：さんま棒受網
116：大型定置網
117：さけ定置網
118：小型定置網
119：その他の網漁業
120：遠洋まぐろはえ縄
121：近海まぐろはえ縄
122：沿岸まぐろはえ縄
123：その他のはえ縄
124：遠洋かつお一本釣
125：近海かつお一本釣
126：沿岸かつお一本釣
127：遠洋いか釣
128：近海いか釣
129：沿岸いか釣

⑤ 各種ボタンについて

クリア	● 表示ページの回答をすべて消去し、最初の状態に戻したいときにクリックしてください。
次のページに進む ->	● 表示された質問すべてに回答の入力を終えたら、クリックしてください。
<- 前のページに戻る	● 前のページに戻りたい場合はクリックしてください。
行追加	● 回答欄の行数が足りない場合にクリックすると、新しい入力行が1行ずつ追加されます。
一時保存	● 回答入力途中で、それまで入力した回答を保存したい場合にクリックすると、回答をシステムの中に保存できます。
回答中止	● 回答を途中でやめる場合にクリックすると、ログアウトします。
一時保存した回答の取得	● 一時保存したデータを取り出す場合にクリックすると、一時保存したデータを再び表示することができます。
回答確認・送信画面に進む ->	● 調査票の最後のページまで回答を終えたら、クリックしてください。

Q 変更したパスワードを忘れてしまった

A ①ログイン画面で、パスワード入力欄の下にある「パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ」をクリックします。

「パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ」をクリックします。

注意

※この方法でパスワードを再発行できるのは、メールアドレスを登録した方に限られます。登録されていない方・メール登録したのに受信できない方は、表紙に記載のコールセンターまでご連絡ください。

②「パスワード再発行へ」をクリックします。

「パスワード再発行へ」をクリックします。

③【政府統計コード】、【調査対象 ID】、【メールアドレス※】を入力し、「再発行」をクリックします。

「政府統計コード」は、上段で「漁業センサス」を選択するか、下段に「APYQ」と入力してください。

※登録いただいているメールアドレスを入力してください。

入力後、「再発行」をクリックします。

④ 登録いただいているメールアドレスあてに、再発行されたパスワードをお知らせするメールが送信されます。

Q ログインすることができません

A 次の①～④について確認してください。

① 大文字、小文字、数字の確認

③ 紛らわしい文字の確認

例 数字の0(ゼロ)と英字のO(オー)

数字の1(いち)と英字のI(アイ)

② 半角、全角の確認

④ パスワードの確認

例 初回ログイン時パスワード

変更後パスワード

Q ログイン時に「規定回数を超えました」とエラーが表示されます

A 誤ったログイン情報を5回入力するとロックがかかります。
10分～15分ほどで解除されますので、時間を置いて再度ログインを行ってください。

Q 送信した回答を修正したい

A ① 調査票の選択画面の状況欄に表示された「回答済」をクリックします。



「回答済」をクリックします。

② 「回答データ確認・更新」をクリックしてください。



「回答データ確認・更新」をクリックします。

③ 送信した回答データが読み込まれますので、データを訂正して、再度回答データの送信をしてください。

注意

●月●日(●)以降は、回答内容の修正はできませんのでご注意ください。

Q URLを入力しても、政府統計オンライン総合調査窓口が開きません

A 入力したURLが正しいか、再度ご確認ください。

- 政府統計オンライン調査総合窓口URL
<https://www.e-survey.go.jp>

この他のご質問は、政府統計オンライン調査総合窓口の「よくあるご質問 (FAQ)」をご覧ください。

[参照先URL] <https://www.e-survey.go.jp/faq>

政府統計 オンライン調査総合窓口 よくあるご質問

検索

 推奨利用環境

- ◆ オンライン調査システムの利用にあたっては、以下の利用環境を推奨しています。
- ◆ 通信環境は、パソコンではブロードバンド環境を推奨しています。スマートフォン・タブレットでは通信事業者の提供する各種定額制データ通信サービスまたはWi-Fi 環境の利用を推奨しています。

パソコン	Microsoft Windows	OS	Windows 8.1 ^(※1) , Windows 10 ^(※1) , Windows 11
		ブラウザ	Microsoft Edge ^(※2) , Mozilla Firefox, Google Chrome
	Apple Macintosh	OS	MacOS 最新バージョン
		ブラウザ	Safari 最新バージョン
スマートフォン・タブレット	Android OS 搭載端末	OS	Android 最新バージョン
		ブラウザ	Google Chrome 最新バージョン
	iOS 搭載端末	OS	iOS 最新バージョン
		ブラウザ	Safari 最新バージョン

(※1) 「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) 「Windows 10・Windows 11」での利用に限ります。

不審なメールにご注意ください！

- 電子メールで回答を求めることはありません。
漁業センサスを装う電子メールが届いても、返信したり、そのメール内にあるURLなどをクリックしたりすることは、絶対にしないでください。
- 漁業センサスをかたって、金銭を求める・個人情報を探るなどの行為を行う不審なウェブサイトを見かけたり、不審なメールを受信したりした場合は、漁業センサス コールセンターまでお知らせください。

行動変化のための認知向上について

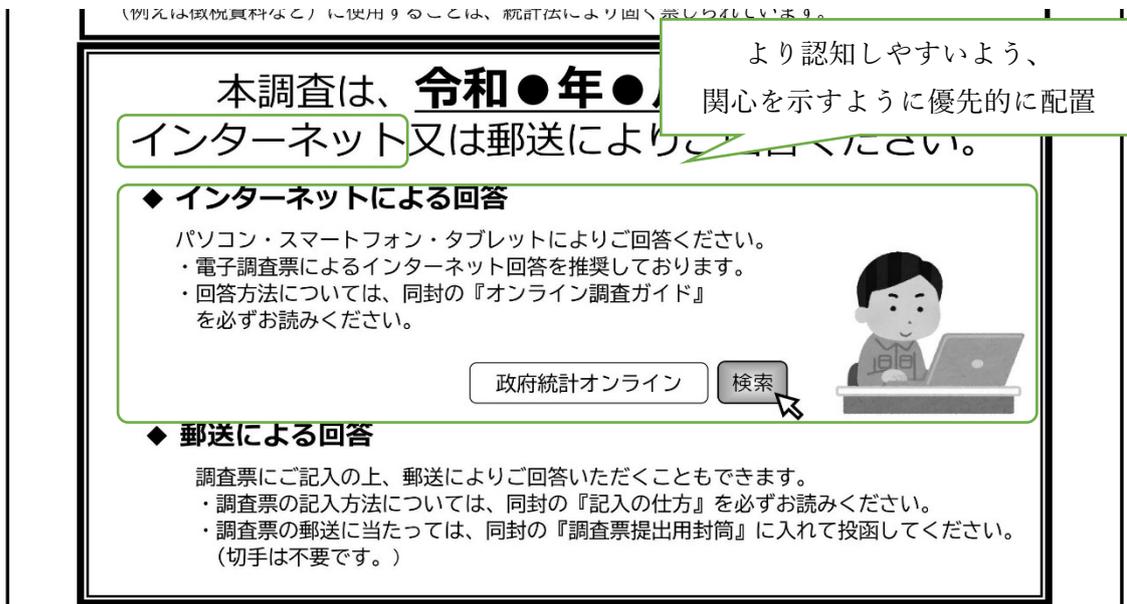
1 封筒

封筒は調査客体が最初に目にする調査資材である。そのため、中身を開ける前からオンラインの実施について認知できるように、開封時のフタ部分と表面の下部に大きく表現した。

<封筒フタ部分>



<封筒下部>



2 ご協力をお願い

封筒の 1 枚目の資材に置かれるご協力をお願いに当たっても目立つようにオンライン回答への誘導を表現した。また、オンラインへの障壁を少しでも軽減するために政府統計オンライン調査総合窓口の WEB サイト URL を QR コードとして掲載した。



政府統計

2023 年漁業センサス実施に関するご協力をお願い

日頃より農林水産省が実施する各種統計調査にご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。
農林水産省では、我が国の漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業などの漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握することを目的に、統計法に基づく基幹統計調査として5年ごとに「漁業センサス」を行っております。

提出期限：令和〇年〇月〇日

「手軽さ」「便利さ」を表現

URL の入力や検索は手間が多い。
手間は障壁となるため、簡易にアクセスできるように QR コードを掲載

インターネットでの回答が手軽で便利です！

- ◆ パソコン・スマートフォン・タブレットによりご回答いただけます。
- ◆ オンライン調査システムへはこちらからアクセスいただけます。
➤ <https://www.e-survey.go.jp>
- ◆ 詳しくは、同封の「オンライン調査ガイド」をご覧ください。

統計調査員	市区町村連絡先
氏名： 電話：	

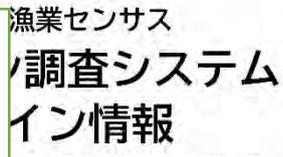
記入の仕方などお問合せ先

2023 年漁業センサス コールセンター
受付時間 土日祝日を除く午前●時～午後●時
ナビダイヤル：XXXX-XXX-XXX
IP 電話などナビダイヤルがつかない場合はこちら XX-XXXX-XXXX
※電話には所定の通話料金ががかかります。あらかじめご了承ください。
漁業センサスに関する情報はこちら <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/>

3 ログイン情報

ログイン情報は、オンラインへの興味が湧いた調査客体が詳しく目にする調査資材であるとする。特にログイン式のWEBサイトにおいては、ログインの仕方のわかりにくさが障壁となるため、ログイン情報自体をわかりやすく記載すると同時に、画像付きで気軽にアクセスしてもらえるように表現した。

大きくわかりやすく表現。
また、IDの入力間違いを防ぐために
読みがなを記載。




「オンライン調査ガイド」をよく読んでください。
オンライン回答用のログイン情報は以下のとおりです。

●ログイン情報	
政府統計コード	農林水産省 〇〇〇〇〇〇〇〇調査
	APYQ
調査対象者ID	えー えー ぜっど ぜっど いちに さんし
	AaZz1234
パスワード	えふ しー えふ しー さんに ぜろ に
	fCfC3202

オンライン調査システムへのアクセス

- オンライン調査システムへはこちらからアクセスいただけます。
➤ [https://www.e-survey.go.jp\(仮\)](https://www.e-survey.go.jp(仮))


- アクセス後、画面中央上部の「ログイン画面へ」ボタンを押し、以下の画面が表示されたら、上記のログイン情報を入力してください。



ログイン情報の入力にあたって

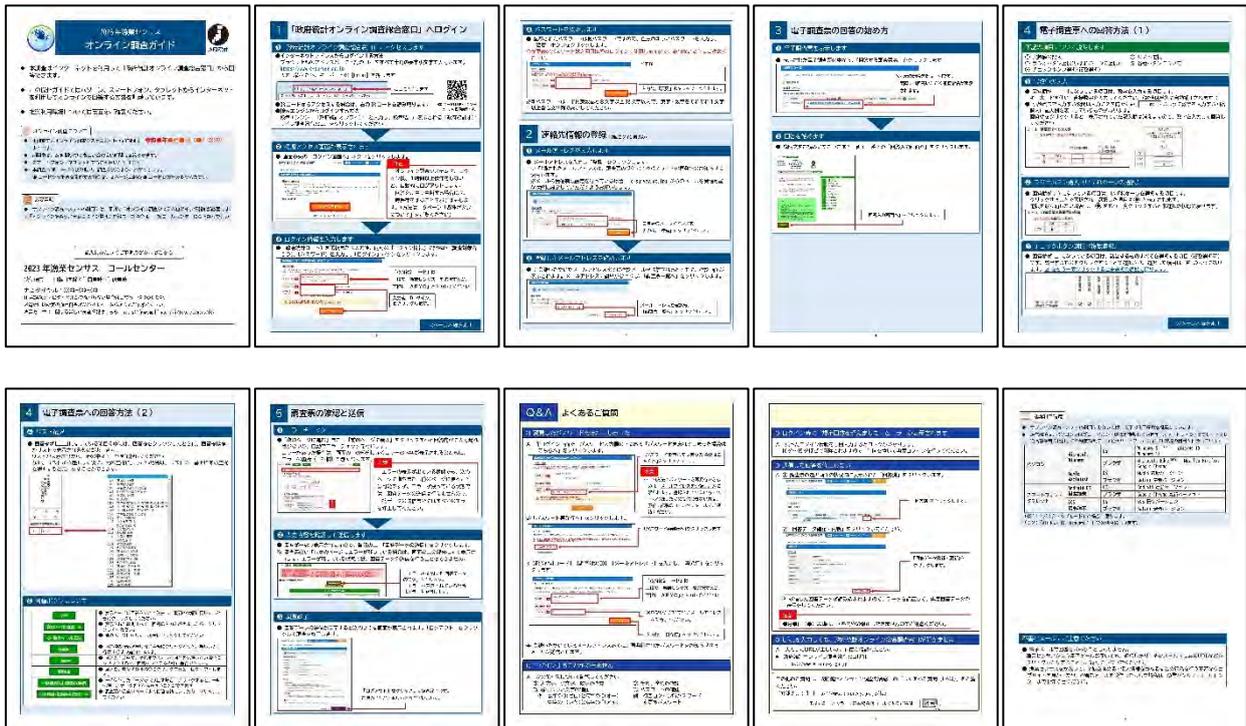
- ログイン情報はすべて半角で入力してください
- 大文字と小文字は区別して入力
- 誤ったログイン情報を5回連続（一定時間ログインできなくなります。時間を置いてから再度入力してください）
- ログイン情報は第三者の目に触

画像付きでどのような画面なら
問題ないかを視覚的に表現。

農林水産省

4 オンライン調査ガイド

ログイン情報は、オンラインへの興味が湧いた調査客体が詳しく目にする調査資料であると考えられる。改善前のオンライン調査ガイドは簡易版と通常版の2種類が存在し、さらには調査票種類ごとに版が異なった。同じ内容のものが2種あることは調査客体に混乱をもたらしやすく、わかりにくさを助長すると思われる。また、調査票ごとに版が異なるのは設問ごとに入力方法を丁寧に説明しているためであるが、オンライン上の入力方法の違いは概ね4種類に程度の差しかない。そのため、これらは統一し1種の調査資料とすることで、概ね15~20ページ程度あったオンライン調査ガイドについて10ページの軽減となった。これにより、「いざオンライン回答をしよう」と思った調査客体の出鼻をくじかないように配慮して作成した。



1 2 3 4 5 6

保存してログアウト

I 漁業について

1 過去1年間(令和4年11月1日~令和5年10月31日)に行った自家漁業の種類を以下の漁業種類からすべて選んでください。

網漁業	はえ縄・釣・その他の漁業	海面養殖(種苗養殖含む)
<input type="checkbox"/> 遠洋底びき網	<input type="checkbox"/> 遠洋まぐろはえ縄	<input type="checkbox"/> ぎんざけ養殖
<input type="checkbox"/> 以西底びき網	<input type="checkbox"/> 近海まぐろはえ縄	<input type="checkbox"/> にじます養殖
<input type="checkbox"/> 沖合底びき網1 そうびき	<input type="checkbox"/> 沿岸まぐろはえ縄	<input type="checkbox"/> その他のさけ・ます養殖
<input type="checkbox"/> 沖合底びき網2 そうびき	<input type="checkbox"/> その他のはえ縄	<input type="checkbox"/> ぶり類養殖
<input type="checkbox"/> 小型底びき網	<input type="checkbox"/> 遠洋かつお一本釣	<input type="checkbox"/> まだい養殖
<input type="checkbox"/> 船びき網	<input type="checkbox"/> 近海かつお一本釣	<input type="checkbox"/> ひらめ養殖
<input type="checkbox"/> 1 そうまき遠洋 かつお・まぐろ	<input type="checkbox"/> 沿岸かつお一本釣	<input type="checkbox"/> とらふぐ養殖
<input type="checkbox"/> 1 そうまきその他	<input type="checkbox"/> 遠洋・近海いか釣	<input type="checkbox"/> くらまぐろ養殖
<input type="checkbox"/> 2 そうまき	<input type="checkbox"/> 沿岸いか釣	<input type="checkbox"/> その他の魚類養殖
<input type="checkbox"/> 中・小型まき網	<input type="checkbox"/> ひき縄釣	<input type="checkbox"/> ほたてがい養殖
<input type="checkbox"/> さけ・ます流し網	<input type="checkbox"/> その他の釣	<input type="checkbox"/> かき類養殖
<input type="checkbox"/> かじき等流し網	<input type="checkbox"/> 小型捕鯨	<input type="checkbox"/> その他の貝類養殖
<input type="checkbox"/> その他の刺網	<input type="checkbox"/> 潜水器漁業	<input type="checkbox"/> くるまび養殖
<input type="checkbox"/> さんま棒受網	<input type="checkbox"/> 採貝・採藻	<input type="checkbox"/> ほや類養殖
<input type="checkbox"/> 大型定置網	<input type="checkbox"/> その他の漁業	<input type="checkbox"/> その他の水産動物類養殖
<input type="checkbox"/> さけ定置網		<input type="checkbox"/> こんぶ類養殖
<input type="checkbox"/> 小型定置網		<input type="checkbox"/> わかめ類養殖
<input type="checkbox"/> その他の網漁業		<input type="checkbox"/> のり類養殖
		<input type="checkbox"/> その他の海藻類養殖
		<input type="checkbox"/> 真珠養殖
		<input type="checkbox"/> 真珠母貝養殖

2 上の設問「1」で選んだ漁業種類のうち、販売金額の多かった上位3種類の漁業種類を選んでください。

1位: ▼

2位: ▼

3位: ▼

3 過去1年間に漁獲・収穫した水産物で、販売金額の多かった上位3種類の魚種を選んでください。

1位: ▼

2位: ▼

3位: ▼

4 過去1年間に行った自家漁業の種類を以下の地方選定漁業種類からすべて選んでください。

- ひき回し網1 そうびき
- ひき回し網2 そうびき
- さくらえび
- たい2 そうごち網

次のページへ

I 漁業について

5 過去1年間に漁獲・収穫した水産物の販売金額(消費税込み)で当てはまるもの一つを選んでください。また、「10億円以上」の場合は金額も記入してください。

- 販売金額なし
- 100万円未満
- 100万円～300万円未満
- 300万円～500万円未満
- 500万円～800万円未満
- 800万円～1,000万円未満
- 1,000万円～1,500万円未満
- 1,500万円～2,000万円未満
- 2,000万円～5,000万円未満
- 5,000万円～1億円未満
- 1億円～2億円未満
- 2億円～5億円未満
- 5億円～10億円未満
- 10億円以上

↓

金額を入力 億円 億円未満は四捨五入してください。

5-2 過去1年間に漁獲・収穫した水産物の販売金額(消費税込み)のうち、海面養殖の販売金額(消費税込み)で当てはまるもの一つを選んでください。また、「10億円以上」の場合は金額も記入してください。

- 販売金額なし
- 100万円未満
- 100万円～300万円未満
- 300万円～500万円未満
- 500万円～800万円未満
- 800万円～1,000万円未満
- 1,000万円～1,500万円未満
- 1,500万円～2,000万円未満
- 2,000万円～5,000万円未満
- 5,000万円～1億円未満
- 1億円～2億円未満
- 2億円～5億円未満
- 5億円～10億円未満
- 10億円以上

↓

金額を入力 億円 億円未満は四捨五入してください。

6 過去1年間に漁獲・収穫した水産物を海外向けに出荷(輸出)していますか。また、「海外向けに出荷している」場合は、すべての水産物の販売金額に占める割合を記入してください。

- 海外向けに出荷していない
- 海外向けに出荷している

↓

直接出荷	割合を入力	%
漁業協同組合へ出荷	割合を入力	%
その他貿易商社等へ出荷	割合を入力	%

直接出荷とは、自ら漁獲・収穫した水産物を、直接海外向けに出荷(輸出)した場合が該当します。漁業協同組合へ出荷とは、海外向けの出荷(輸出)を目的として漁業協同組合へ出荷し、輸出に向けられたことが分かる場合又は出荷先の漁業協同組合において海外向けの出荷(輸出)を目的としている水産物を出荷した場合が該当します。その他貿易商社等へ出荷とは、海外向けの出荷(輸出)を目的とする貿易商社、卸売事業者等に出荷し、輸出に向けられたことが分かる場合又は出荷先の貿易商社、卸売事業者等において海外向けの出荷(輸出)を目的としている水産物を出荷した場合が該当します。

7 過去1年間の漁獲・収穫した水産物の出荷先を選んでください。また、そのうち出荷額が最も多かった出荷先の一つを選んでください。

流通業者には、卸売問屋や商社などを含みます。消費者に直接販売とは、自ら生産した水産物またはそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。自営の直売所とは、漁業者自らが運営する直売所が該当します。その他の直売所とは、共同で運営している直売所または他の人が運営している直売所が該当します(漁業協同組合の直売所、道の駅など)。その他の方法とは、移動販売やインターネット・電話等により消費者から直接注文を受けた販売をいいます。

すべての出荷先	出荷額が最も多かった出荷先
<input type="checkbox"/> 漁業協同組合の市場または荷さばき所	<input type="radio"/> 漁業協同組合の市場または荷さばき所
<input type="checkbox"/> 漁業協同組合以外の卸売市場	<input type="radio"/> 漁業協同組合以外の卸売市場
<input type="checkbox"/> 流通業者・加工業者	<input type="radio"/> 流通業者・加工業者
<input type="checkbox"/> 小売業者・生協/外食産業	<input type="radio"/> 小売業者・生協/外食産業
<input type="checkbox"/> 外食産業	<input type="radio"/> 外食産業
<input type="checkbox"/> 自営の直売所で消費者に直接販売	<input type="radio"/> 自営の直売所で消費者に直接販売
<input type="checkbox"/> その他の直売所で消費者に直接販売	<input type="radio"/> その他の直売所で消費者に直接販売
<input type="checkbox"/> その他の方法で消費者に直接販売	<input type="radio"/> その他の方法で消費者に直接販売
<input type="checkbox"/> その他の出荷先	<input type="radio"/> その他の出荷先

8 過去1年間に行った漁業以外の事業について、当てはまるものすべてを選んでください。

- 水産物の加工
- 漁家民宿
- 漁家レストラン
- 遊漁船業

- その他の直売所で消費者に直接販売
- その他の方法で消費者に直接販売
- その他の出荷先
- その他の直売所で消費者に直接販売
- その他の方法で消費者に直接販売
- その他の出荷先

8 過去1年間に行った漁業以外の事業について、当てはまるものすべてを選んでください。

- 水産物の加工
- 漁家民宿
- 漁家レストラン
- 遊漁船業
- 農業
- 小売
- その他
- 行っていない

8-2 過去1年間で漁家民宿の実宿泊者数を入力してください。

実宿泊者数は、1人が2泊3日しても「1人」と数えてください。なお、同一人物が月の前半に2泊、後半に3泊など間を空けて宿泊した場合は「2人」と数えてください。

実宿泊者を入力 人

9 過去1年間の世帯の収入は、自家漁業とそれ以外の仕事ではどちらが多かったですか。当てはまるもの一つを選んでください。

自家漁業の収入には、共同経営や雇われて行った漁業は含みません。自家漁業以外の仕事には、共同経営や雇われて行った漁業、不動産による収入などを含めます。なお、年金や退職金、社会保障制度の給付金等による収入はどちらにも含みません。

- 自家漁業の収入のみだった
- 自家漁業の収入の方が多かった
- 自家漁業以外の仕事の収入の方が多かった

10 11月1日現在で漁業共済制度、または積立ぶらすに加入していますか。当てはまるものすべてを選んでください。なお、どちらも加入していない場合は、「どちらも加入していない」のみを選んでください。

- 漁業共済に加入している
- 積立ぶらすに加入している
- どちらも加入していない

11 11月1日現在で取得している水産エコラベル認証について、当てはまるものすべてを選んでください。なお、いずれの認証も取得していない場合は、「いずれの認証も取得していない」のみを選んでください。

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みです。

- M S C (英国; 漁業)
- A S C (オランダ; 養殖)
- M E L (日本; 漁業・養殖)
- B A P (アメリカ; 養殖)
- A l a s k a R F M (アラスカ; 漁業)
- G L O B A L G . A . P . (ドイツ; 養殖)
- いずれの認証も取得していない

[次のページへ](#)

1 2 3 4 5 6

保存してログアウト

Ⅱ 世帯について

1 過去1年間に漁業を行った満15歳以上の世帯員（11月1日時点）をすべて記入してください。なお、漁業を行っていない世帯員や14歳以下の世帯員の記入は不要です。

1人目

経営主との続柄：経営主

性別 男・女 ▼

生年月 年 ▼ 月 ▼

 経営方針の決定に関与した

自家漁業の海上作業日数が多かった漁業種類

1位： 1位を選択してください ▼

2位： 2位を選択してください ▼

3位： 3位を選択してください ▼

自家漁業の従事日数 日数を入力 日

うち、海上作業日数 日数を入力 日

日数が多かった仕事 選択してください ▼

日数が最も多かった仕事 選択してください ▼

以下から当てはまるものをすべて選んでください。

 10月下旬に自家漁業の海上作業 自家漁業の陸上作業 過去1年以内に漁業を始めた うち、今年の3月に卒業した 自家漁業以外の自営業をした 共同経営の漁業の仕事をした 雇われて漁業の仕事をした 雇われて漁業以外の仕事をした

+ 2人目以降を追加する

2 11月1日時点の住居および生計をともにする世帯員の人数を記入してください。

男

女

すべての世帯員 人数を入力 人 人数を入力 人

うち、満14歳以下の世帯員 人数を入力 人 人数を入力 人

3 11月1日時点ですでに漁業に従事している自家漁業の後継者はいますか。当てはまるもの一つを選んでください。

ここでいう後継者は、すでに漁業に従事しており、過去1年間に漁業を行った人で、自家漁業を継ぐ予定の人を指します。

 後継者はいる 後継者はいない

次のページへ

2023年漁業センサス実施事務局

〒103-0027
東京都中央区日本橋3-13-5
KDX日本橋313ビル6F

問い合わせ先
☎ 0120-XXX-XXX
上記が繋がらないお電話場合
03-XXXX-XXXX

Ⅲ 自家漁業に雇った人について

1 11月1日時点で海上作業に雇っている人の人数をそれぞれ記入してください。
 なお、世帯員の方は含めません。
 また、雇った人がいない場合は、「海上作業に雇った人はいない」のみ選んでください。

過去1年以内に漁業を始めた人とは、次の人をいいます。

- ①新たに漁業を始めた人
- ②過去に漁業に従事して再び漁業に戻ってきた人
- ③他の仕事为主であったが漁業が主となった人

日本人 人

うち、過去1年以内に
 漁業を始めた人 人

外国人 人

海上作業に雇った人はいない

1-2 海上作業に雇っている日本人のうち、過去1年間で30日以上の上作業を行った人数を男女別・年齢別に記入してください。

	男	女
15～19歳	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
20～24歳	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
25～29歳	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
30～34歳	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
35～39歳	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
40～44歳	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
45～49歳	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
50～54歳	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
55～59歳	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
60～64歳	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
65～69歳	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
70～74歳	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
75歳以上	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人
合計	<input type="text" value="人数を入力"/> 人	<input type="text" value="人数を入力"/> 人

2 過去1年間の漁業の陸上作業において、最もさかんな時期に雇った人数を記入してください。
 なお、世帯員の方は含めません。

最もさかんな時期とは、一番多くの人数を雇った月のことを指します。雇った人の労働時間や日数は関係ありません。

男 人

女 人

合計 人

陸上作業とは、漁業に係る海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には次のようなものをいいます。

- ①漁船や漁網等の修理・整備（停泊中の漁船内で行った場合を含めます。）
- ②漁具や食料品の積み込み作業
- ③出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機
- ④餌の仕入れ、調餌作業
- ⑤真珠の核入れ作業、真珠の採取作業
- ⑥貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめの乾燥作業
- ⑦漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ⑧自家製産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業（ただし、工場・作業所とみられるものがあり、専従の常時従業者が製造活動をしている場合は除く）
- ⑨自家漁業の経理、計算、帳簿管理、指揮監督、技術講習等の管理運営に係る作業

[次のページへ](#)

1 2 3 4 5 6

保存してログアウト

IV 漁船について

1 過去1年間の漁業に使用した漁船の種類について、当てはまるものすべてを選んでください。また、11月1日現在で持っている漁船の隻数を記入してください。

使用した漁船とは、所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船をいいます。持っている漁船とは、使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船をいいます。なお、貸出している漁船は含みません。

- 無動力漁船を使用した 隻
- 船外機付漁船を使用した 隻
- 動力漁船を使用した
- 漁船を使用していない

複数の無動力漁船に1台の船外機を回しつけて使用した場合は、1隻を船外機付漁船とし、残りを無動力漁船と数えてください。

1-2 過去1年間に使用した動力漁船の総トン数をすべて記入し、11月1日現在で持っているかないかを記入してください。また、11月1日現在で持っている漁船は、漁船ごとに過去1年間の出漁日数、出漁日数の多かった漁業種類、販売金額が多かった漁業種類を記入してください。

使用した漁船とは、所有・借入れ問わず、過去1年間で漁業に使用した漁船をいいます。持っている漁船とは、使用した漁船のうち、11月1日現在自らが管理運営する漁船をいいます。なお、貸出している漁船は含みません。

1 隻目

総トン数 隻 11月1日現在で持っていればチェック

出漁日数が多かった漁業種類

販売金額が多かった漁業種類

1位: ▼

2位: ▼

3位: ▼

1位: ▼

2位: ▼

3位: ▼



2 隻目以降を追加する

次のページへ

1 2 3 4 5 6

保存してログアウト

V 海面養殖業について

1 11月1日現在の魚類養殖について、養殖施設全体の面積と養殖に使用している面積を記入してください。なお、養殖に使用している面積は魚類を放養していないいけすや水槽の面積は含めません。

養殖施設全体の面積とは、事務や屋内加工設備などの家屋、駐車場、いけすなどの放養場すべて合算した面積です。
養殖に使用している面積とは、魚類を養殖し育てるいけすや水槽などで現在使用している面積です。
どちらも借りている面積を含めます。

	養殖施設全体の面積	うち、養殖に使用している面積
ぶり類	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²
まだい	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²
ひらめ	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²
うち、陸上水槽	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²	
とらふぐ	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²
うち、陸上水槽	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²	
くろまぐろ	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²
合計	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²	<input type="text" value="面積を入力"/> m ²

2 ほたてがい養殖について、養殖の方法別に以下の内容を記入してください。

いかだ垂下式、簡易垂下式

いかだの台数 台
いかだ1台の平均面積 m²

はえ縄式

幹縄の長さ m

3 かき類養殖について、養殖の方法別に以下の内容を記入してください。

いかだ垂下式、簡易垂下式

いかだの台数 台
いかだ1台の平均面積 m²

はえ縄式

幹縄の長さ m

地まき式、そだひび式

養殖場全体の面積 m²

4 わかめ類養殖について、幹縄の長さを記入してください。

幹縄の長さ m

5 のり類養殖について、施設の面積を記入してください。

のり類養殖の施設面積は、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。また、潮通しや船通しは含みません。

施設の面積 m²

6 真珠養殖について、かご100吊りを1台に換算したいかだ台数を記入してください。

いかだの台数 台

7 真珠母貝養殖について、かご100吊りを1台に換算したいかだ台数を記入してください。

いかだの台数 台

次のページへ

試行調査に代わる民間委託による調査手法、調査内容等の検証について（案）

1 目的

これまで、新たな調査項目設定の適切さや課題、調査労力の把握等を行い、その改善策を調査設計に反映させることを目的として、調査前年度に幾つかの自治体、農林水産省地方組織（以下、総称して「調査実施主体」という。）において本調査と同様の一連の過程を試行的に行う試行調査を実施してきた。

- 2023年漁業センサスにおいては、所謂「コロナ渦」の影響がいつまで続くか不透明な中での調査実施主体、調査員、調査対象者等の接触を低減する
- 調査実施主体の負担を軽減する等の観点から、試行調査に代えて、民間委託による「調査手法、調査内容等の検証」業務（以下、「検証業務」という。）として、請負事業者による調査実施主体、調査員、調査客体等へのヒアリング等による課題等の洗い出し、改善案の検討等を実施する。

2 検証業務における検討事項

- ① 分かりやすい調査票、記入の仕方、ご協力のお願ひ、各種様式、広報資料等
- ② 調査の民間委託の可能性
- ③ OCR読み取り精度向上を前提とした調査票レイアウト
- ④ オンライン調査の利用率拡大、エラー減少等の精度向上
- ⑤ 郵送調査の回収率向上
- ⑥ その他、事業者提案による検証

3 検証業務の内容

- < 調査関係者へのヒアリングの実施 >
(調査実施主体、調査員、調査対象者へのヒアリング)
- 調査票、記入の仕方、ご協力のお願ひ、広報資料等を分かりやすくするための課題の洗い出し（見直し検討事項の調査項目の把握可否の確認を含む。）
- (調査実施主体、漁協へのヒアリング)
- オンラインによる回答率を向上するため、市町村、漁協等におけるオンライン回答ブースの設置可否、設置するために必要な措置の洗い出し
- (調査実施主体へのヒアリング)
- 郵送調査の効率的な進め方、回収率を向上するための取り組みに関する意見聴取

- < 関連事業者からの情報収集 >
- 海面漁業調査漁業経営体調査以外の各調査を民間委託する際の受注可能な業務範囲、費用の確認
- 調査票のOCR読み取り精度向上のために、調査票印刷業務、調査票入力業務の調達時に留意すべき要件と当該要件を入れた場合の費用の確認
- オンライン調査の利用率を拡大するためにスマートフォン、タブレット端末を利用した回答が可能なシステムとするために必要な件、費用の確認
- 過去の調査請負業者に対する郵送調査の効果的・効率的な督促方法、回収率の向上に資する取組事例の収集

改善案の作成等

4 調査関係者へのヒアリング実施地域

海面漁業調査・流通加工調査

多様な漁業種類を営む経営体、個人経営体及び団体経営体を対象とすることができ、海面漁業地域調査、流通加工調査に係る検証も可能となるよう、以下を実施地域の候補として選定する。

- ① 営んだ漁業種類数の多い市町村
- ② 団体経営体が存在する市町村
- ③ 海面漁業地域調査の調査対象が存在する市町村
- ④ 魚市場、冷凍・冷蔵、水産加工場が存在する市町村

太平洋：和歌山県田辺市
 日本海：富山県射水市
 東シナ海：山口県長門市
 瀬戸内海：大分県大分市

内水面漁業調査

多様な漁業（養殖）種類を営む経営体、個人経営体及び団体経営体を対象とすることができ、内水面漁業地域調査に係る検証も可能となるよう、以下をサンプリング検証の実施地域の候補として選定する。

- ① 団体経営体が存在する市町村 ※団体経営体（湖沼82経営体、養殖836経営体）が対象に含まれるようにするため、2と選定優先順位を入替
- ② 内水面漁業地域調査の調査対象が存在する市町村（湖沼）
- ③ 営んだ漁業（養殖）種類数の多い市町村

<湖沼>
 霞ヶ浦：茨城県稲敷市
 三方湖：福井県若狭町
 東郷池：鳥取県湯梨浜町
 <養殖>
 山形県山形市
 茨城県稲敷市
 鹿児島県志布志市

備考

円滑なヒアリングの実施の観点から、以下の地域をヒアリング実施地域の選定から除外する。

- ① これまで試行調査を実施した都道府県及び地方組織の配慮（不公平感の解消）から
 - a. 海面漁業調査・流通加工調査においては、過去6回分の漁業センサス試行調査（第8次～2018年）及び過去2回分の農林業センサス試行調査（2020年）実地調査
 - b. 内水面漁業調査においては、過去1回分の漁業センサス施行調査（2018年）及び農林業センサス試行調査（2020年）実施道県
- ② 東日本大震災被災地域（岩手県、宮城県、福島県）
- ③ 島嶼部（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づき指定されている地域等）など